

【燃料ホットラグが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>(1) 安全対策書 5. 地震及び台風による事故)より移動)</p> <p>5. 地震及び台風による事故</p> <p>1) 地震</p> <p>本施設に震源地が近く比較的大きい地震は、昭和5年6月1日の那珂川下流域地震でマグニチュード6・6であり、家屋倒壊等の被害は出でない。</p> <p>本施設は、以下のようないくつかの耐震設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本施設の建物、機器の耐震設計は静的設計法による。 ② 下位の物の破損による波及的破損が生じないよう配慮する。 ③ 下位の建家等が接続される場合は、エクスパンションジョイントを用いる。 ④ 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考にして、重要度分類を行い、その重要度に応じて設計を行う。 <p>(1) 構造物</p> <p>建家の耐震設計は、静的設計法を基本とし、建築基準法、同施行令及び建設省告示によるものとする。</p> <p>但し、次の部分については、下記の割増し係数を乗じて行う。</p> <p>(イ) 主建家、セル及びブール</p> <p>建築基準法施行令第8条第1項により定まる一次設計用地震層せん断力係数値</p> <p>..... 1. 5</p> <p>さらに、主建家、セル及びブールは、建築基準法施行令第8条第4による二次設計において保有水平耐力の確認をする。</p> <p>雨水処理棟、保管庫及び第2保管庫並びに主建家とエクスパンションジョイントで接続されるローディングドックは1. 0とする。</p> <p>(ロ) 排気筒</p> <p>建省告示第1104号による地盤力 1. 5</p> <p>(2) 設備・機器</p> <p>設備・機器の耐震設計法は静的設計法による。</p> <p>又、(イ)～(ニ)までの設備・機器について、共振のある設備については、その影響を検討し対処する。</p> <p>静的震度は、建築基準法施行令第8条第1項により定まる一次設計用地震層せん断力係数値を用いる。</p> <p>静的震度は、建築基準法施行令第8条第1項により定まる一次設計用地震層せん断力係数値を用いる。</p>	<p>1.2-1-5 地震による振傷の防止</p> <p>本施設に震源地が近く比較的大きい地震は、昭和5年6月1日の那珂川下流域地震でマグニチュード6・6であり、家屋倒壊等の被害は出でない。</p> <p>本施設は、以下のようないくつかの耐震設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本施設の建物、機器の耐震設計は静的設計法による。 ② 下位の物の破損による波及的破損が生じないよう配慮する。 ③ 下位の建家等が接続される場合は、エクスパンションジョイントを用いる。 ④ 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考にして、重要度分類を行い、その重要度に応じて設計を行う。 <p>(1) 構造物</p> <p>建家の耐震設計は、静的設計法を基本とし、建築基準法、同施行令及び建設省告示によるものとする。</p> <p>但し、次の部分については、下記の割増し係数を乗じて行う。</p> <p>(イ) 主建家、セル及びブール</p> <p>建築基準法施行令第8条第1項により定まる一次設計用地震層せん断力係数値</p> <p>..... 1. 5</p> <p>さらに、主建家、セル及びブールは、建築基準法施行令第8条第4による二次設計において保有水平耐力の確認をする。</p> <p>雨水処理棟、保管庫及び第2保管庫並びに主建家とエクスパンションジョイントで接続されるローディングドックは1. 0とする。</p> <p>(ロ) 排気筒</p> <p>建省告示第1104号による地盤力 1. 5</p> <p>(2) 設備・機器</p> <p>設備・機器の耐震設計法は静的設計法による。</p> <p>又、(イ)～(ニ)までの設備・機器について、共振のある設備については、その影響を検討し対処する。</p> <p>静的震度は、建築基準法施行令第8条第1項により定まる一次設計用地震層せん断力係数値を用いる。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ② 記載の適正化(2) ④</p>

下線は変更した部分を示す。

核燃料質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>但し、下記の割増し係数を乗じて行う。</p> <p>(イ) セル及びブール内の装置・設備 1, 8</p> <p>(ロ) 燃料貯蔵ラック及び廃棄物保管ラック 1, 8</p> <p>(ハ) セル系統及びフード系統換気設備 (フード系統につながる設備を含む) 1, 8</p> <p>(二) 各種警報設備及び非常用電源設備 1, 8</p> <p>(ホ) サービスエリア系統及びオペレーションエリヤ系統換気設備 1, 8</p> <p>(ヘ) 水処理設備 (ブール水循環精製装置* 及び廃液処理装置) 1, 5</p> <p>(ト) 乾式貯蔵試験設備 1, 5</p> <p>(チ) その他の設備・機器 1, 2</p> <p>* ブール水浄化系Aのみ (なお、ブール水浄化系B, Cは、(イ)に含まれる。)</p> <p>** なお、当該試験設備へ耐震設計を超える地震力が作用した場合に、継ぎき状態の試験容器がコンクリート床面に転倒したときの想定事象においても、試験容器の閉じ込め機能は維持され、内包する放射性物質の試験容器外への放出はない。</p> <p>(3) 支持地盤及び支持構造</p> <p>支持地盤は、地表面から3, 5～4 m以深に、層厚8～9 mの地質が一定の砂礫層である。この砂礫層はN値が50以上で、締まった状態にあり、本施設は、この層に支持する。</p> <p>(3) 支持地盤及び支持構造</p> <p>支持地盤は、地表面から3, 5～4 m以深に、層厚8～9 mの地質が一定の砂礫層である。この砂礫層はN値が50以上で、締まった状態にあり、本施設は、この層に支持する。</p>	<p>但し、下記の割増し係数を乗じて行う。</p> <p>(イ) セル及びブール内の装置・設備 1, 8</p> <p>(ロ) 燃料貯蔵ラック及び廃棄物保管ラック 1, 8</p> <p>(ハ) セル系統及びフード系統換気設備 (フード系統につながる設備を含む) 1, 8</p> <p>(二) 各種警報設備及び非常用電源設備 1, 8</p> <p>(ホ) サービスエリア系統及びオペレーションエリヤ系統換気設備 1, 5</p> <p>(ヘ) 水処理設備 (ブール水循環精製装置* 及び廃液処理装置) 1, 5</p> <p>(ト) 乾式貯蔵試験設備 1, 5</p> <p>(チ) その他の設備・機器 1, 2</p> <p>* ブール水浄化系Aのみ (なお、ブール水浄化系B, Cは、(イ)に含まれる。)</p> <p>** なお、当該試験設備へ耐震設計を超える地震力が作用した場合に、継ぎき状態の試験容器がコンクリート床面に転倒したときの想定事象においても、試験容器の閉じ込め機能は維持され、内包する放射性物質の試験容器外への放出はない。</p> <p>(3) 支持地盤及び支持構造</p> <p>支持地盤は、地表面から3, 5～4 m以深に、層厚8～9 mの地質が一定の砂礫層である。この砂礫層はN値が50以上で、締まった状態にあり、本施設は、この層に支持する。</p> <p>(3) 支持地盤及び支持構造</p> <p>支持地盤は、地表面から3, 5～4 m以深に、層厚8～9 mの地質が一定の砂礫層である。この砂礫層はN値が50以上で、締まった状態にあり、本施設は、この層に支持する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) ③ ②</p>

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後
<p>(「安全対策書 6. 地震及び台風以外の自然現象による事故」より移動)</p> <p>6. 地震及び台風以外の自然現象による事故</p> <p>本施設の敷地は、茨城県那珂郡東海村の北西端に位置し、海拔約3.0mの平坦な台地であり、東方約6kmに太平洋、又、北方約2.5kmに久慈川がある。</p> <p>1) 自然現象</p> <p>(「安全対策書 5. 地震及び台風による事故」より移動)</p> <p>2) 台風</p> <p>建設家及び構造物は、建築基準法に基づいて瞬間最大風速6.0m/sの風荷重に耐えられるように設計する。</p> <p>台風：最大風速は、昭和36年10月10日の28m/s、瞬間最大風速は、昭和14年の4.4m/sの記録がある。</p> <p>豪雪：積雪の記録は、昭和12年2月26日の32cmが最大である。</p> <p>高潮・津波：本施設は、海岸から約6km離れており、高潮・津波による被害の記録はない。</p> <p>地すべり・陥没：地すべり・陥没の発生した記録はない。</p> <p>豪雪：積雪の記録は、昭和12年2月26日によると、近くに活断層はない。</p> <p>断層：「日本の活断層（分布図と資料）」（活断層研究会編、1980）によると、近くに活断層はない。</p> <p>風向：本施設周辺の風向は、冬期に北西系、夏期に北東系で北寄りの風向きが多い。</p> <p>風速：本施設周辺の風速は、年間平均で約2.4m/s（海拔約5.2m）である。</p> <p>降雨量：本施設周辺の降雨量は、年間平均約1400mm程度で、最大記録は、昭和13年6月29日の227mm/d、昭和22年9月1-5日の82mm/hである。</p> <p>河川：本施設周辺の河川は、北方約2.5kmに、一級河川の久慈川がある。</p> <p>地下水：本施設周辺の地下水位は、地表から下方約5mである。</p> <p>落雷：落雷に対しては、避雷針を設ける。</p> <p>2) 社会環境</p> <p>本施設周辺の社会環境の調査結果は、次の通りである。</p> <p>(1) 近接工場</p> <p>本施設西側には、三菱原子燃料㈱が、北西側には量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所がある。</p> <p>火災、爆発によって本施設に影響を及ぼす恐れのある化学工場等はない。</p> <p>(2) 土地利用及び人口分布</p> <p>本施設を中心半径5km以内には、東海村、那珂市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市が入る。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) ③ ② 記載の適正化(2) ④</p> <p>1) 自然現象</p> <p>台風：建設家及び構造物は、建築基準法に基づいて瞬間最大風速6.0m/sの風荷重に耐えられるよう設計する。最大風速は、昭和36年10月10日の28m/s、瞬間最大風速は、昭和14年8月5日の4.4m/sの記録がある。</p> <p>洪水：洪水の記録はない。</p> <p>豪雪：積雪の記録は、昭和12年2月26日の32cmが最大である。</p> <p>高潮・津波：本施設は、海岸から約6km離れており、高潮・津波による被害の記録はない。</p> <p>地すべり・陥没：地すべり・陥没の発生した記録はない。</p> <p>豪雪：積雪の記録は、昭和12年2月26日によると、近くに活断層はない。</p> <p>断層：「日本の活断層（分布図と資料）」（活断層研究会編、1980）によると、近くに活断層はない。</p> <p>風向：本施設周辺の風向は、冬期に北西系、夏期に北東系で北寄りの風向きが多い。</p> <p>風速：本施設周辺の風速は、年間平均で約2.4m/s（海拔約5.2m）である。</p> <p>降雨量：本施設周辺の降雨量は、年間平均約1400mm程度で、最大記録は、昭和13年6月29日の227mm/d、昭和22年9月1-5日の82mm/hである。</p> <p>河川：本施設周辺の河川は、北方約2.5kmに、一級河川の久慈川がある。</p> <p>地下水：本施設周辺の地下水位は、地表から下方約5mである。</p> <p>落雷：落雷に対しては、避雷針を設ける。</p> <p>2) 社会環境</p> <p>本施設周辺の社会環境の調査結果は、次の通りである。</p> <p>(1) 近接工場</p> <p>本施設西側には、三菱原子燃料㈱が、北西側には量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所がある。</p> <p>火災、爆発によって本施設に影響を及ぼす恐れのある化学工場等はない。</p> <p>(2) 土地利用及び人口分布</p> <p>本施設を中心半径5km以内には、東海村、那珂市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市が入る。</p>

【燃料ホッパが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>東海村と那珂市で約70%を占め、居住人口は約5万人であり、多くは農業に從事している。この地域の主な農産物は、米、麦、いも類及び野菜である。又、近畿における主要漁獲は、しらす、さば、いわしだ等である。以上のとおり、本施設の周辺においては、大きな事故の誘因となる事象はない。</p>	<p>東海村と那珂市で約70%を占め、居住人口は約5万人であり、多くは農業に從事している。この地域の主な農産物は、米、麦、いも類及び野菜であり那珂市には若干の畜産業がある。又、近畿における主要漁獲は、しらす、さば、いわしだ等である。以上のとおり、本施設の周辺においては、大きな事故の誘因となる事象はない。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る。 (2) 3) ②。</p>

変更前	変更後	理由
<p>(「安全対策書 7. 誤操作による事故」より移動)</p> <p><u>7. 誤操作による事故</u></p> <p>本施設では、誤操作による事故を想定し、インターロック、警報、通報及びランプ表示の安全システムを設け、異常を即刻感知し事故の発生又は拡大を未然に防止する。</p> <p>又、誤操作を防止するために十分に教育訓練を受けた従事者を配置する。</p> <p>誤操作による事故を、次のとおり区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外部被ばくに関するもの (2) 内部被ばくに関するもの (3) 放射性液体の漏洩に関するもの (4) クレーン等の操作に関するもの <p>1) 外部被ばくに関するもの</p> <p>放射線遮蔽に関するものとして、セルの試料出入用ポートの開閉、背面扉の開閉及びブール水中の集合体の取扱いがある。</p> <p>セルの試料出入用ポートは、機械的にインターロックされ、キャスクが圧着された場合のみ開閉できる構造とする。</p> <p>セルの背面扉は、インセルモニタにインターロックされ、1 mSv/h以上の場合は外部から開けられない。1 mSv/h以下の場合でも複数従事者により安全を確認後背面扉の開閉を行う。</p> <p>又、誤操作によりセル内に作業者が閉じ込められた場合は、全てのインターロックに優先して、内部から開放脱出ができるようにし、安全を確保する。</p> <p>ブール内で集合体を吊上げ、移動する作業では十分に訓練した従事者を複数で配置するとともに、専用のブリッジレーンを用いる。</p> <p>又、集合体を必要以上に水面に近づさせないように、吊上げ機構に過度吊上防止装置をつけ安全を確保する。</p> <p>更にブールの規定水位を保持するため、水位監視、給水装置を設置し、遮蔽水深の低下を防止する。</p> <p>2) 内部被ばくに関するもの</p> <p>各部屋は十分な換気を行い、気流は低レベル区域から高レベル区域に向かうように差圧をつける。</p> <p>換気系は、いかなる場合でも汚染レベルの高い方から順次起動し、汚染の低い方から順次停止するようシーケンスを組み、空気の逆流が起こらないようにする。</p>	<p><u>1.2-1-7 誤操作による事故</u></p> <p>本施設では、誤操作による事故を想定し、インターロック、警報、通報及びランプ表示の安全システムを設け、異常を即刻感知し事故の発生又は拡大を未然に防止する。</p> <p>又、誤操作を防止するために十分に教育訓練を受けた従事者を配置する。</p> <p>誤操作による事故を、次のとおり区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外部被ばくに関するもの (2) 内部被ばくに関するもの (3) 放射性液体の漏洩に関するもの (4) クレーン等の操作に関するもの <p>1) 外部被ばくに関するもの</p> <p>放射線遮蔽に関するものとして、セルの試料出入用ポートの開閉、背面扉の開閉及びブール水中の集合体の取扱いがある。</p> <p>セルの試料出入用ポートは、機械的にインターロックされ、キャスクが圧着された場合のみ開閉できる構造とする。</p> <p>セルの背面扉は、インセルモニタにインターロックされ、1 mSv/h以上の場合は外部から開けられない。1 mSv/h以下の場合でも複数従事者により安全を確認後背面扉の開閉を行う。</p> <p>又、誤操作によりセル内に作業者が閉じ込められた場合は、全てのインターロックに優先して、内部から開放脱出ができるようにし、安全を確保する。</p> <p>ブール内で集合体を吊上げ、移動する作業では十分に訓練した従事者を複数で配置するとともに、専用のブリッジレーンを用いる。</p> <p>又、集合体を必要以上に水面に近づさせないように、吊上げ機構に過度吊上防止装置をつけ安全を確保する。</p> <p>更にブールの規定水位を保持するため、水位監視、給水装置を設置し、遮蔽水深の低下を防止する。</p> <p>2) 内部被ばくに関するもの</p> <p>各部屋は十分な換気を行い、気流は低レベル区域から高レベル区域に向かうように差圧をつける。</p> <p>換気系は、いかなる場合でも汚染レベルの高い方から順次起動し、汚染の低い方から順次停止するようシーケンスを組み、空気の逆流が起こらないようにする。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) ② 記載の適正化(2) ④</p>

【燃料ホッドラが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>3) 放射性廃液の漏洩に関するものの 井の駆操作により廃液配管から廃液が溢流した場合は、附属している受け皿等にたまるようになります。 もし貯留槽からの漏洩があれば検知できる構造になつており、受け皿にたまつた廃液を他の貯留槽に移す。</p> <p>4) クレーン等の操作に関するものの セルのパワーマニブレーダ、インセルクレーン、内装機器等の操作は十分訓練された従事者が行う。 ブールでの作業時には、駆操作による輸送用キャスク等重量物の吊り降し過ぎ、又は管下によるブール及びブール水中の設備等の損傷防止のため、天井走行クレーンの操作による重量物の取り扱いを、限定した場所でのみおこなう。</p> <p>更にブール内には、輸送用キャスク吊上げ吊下しの際のブールライニングの損傷防止のため緩衝材等を配置する。</p> <p>乾式貯蔵試験容器は、ブール内で使用済燃料集合体の表面及び蓋取り付け後、除染エリア及びサービスエリアにて水抜き、真空乾燥、漏えい検査等を行うこととしている。なお、乾式貯蔵試験容器は、サービスエリア床面から最大吊り上げ高さ4.0 cm以下で取り扱うこととする。</p> <p>また、乾式貯蔵試験容器について、クレーン作業時の不動作または操作員の誤操作による異常着床時（慣性力：5 G）における当該試験容器各部位に発生する応力評価を行った結果、それぞれの部位に対し、評価基準（日本機械学会 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(2007年度版)による）を満足することを確認した。</p> <p>以上のとおり、十分な配慮を行っている。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>3) 放射性廃液の漏洩に関するものの 井の駆操作により廃液配管から廃液が溢流した場合は、附属している受け皿等にたまるようになります。 もし貯留槽からの漏洩があれば検知できる構造になつており、受け皿にたまつた廃液を他の貯留槽に移す。</p> <p>4) クレーン等の操作に関するものの セルのパワーマニブレーダ、インセルクレーン、内装機器等の操作は十分訓練された従事者が行う。 ブールでの作業時には、駆操作による輸送用キャスク等重量物の吊り降し過ぎ、又は管下によるブール及びブール水中の設備等の損傷防止のため、天井走行クレーンの操作による重量物の取り扱いを、限定した場所でのみおこなう。</p> <p>更にブール内には、輸送用キャスク吊上げ吊下しの際のブールライニングの損傷防止のため緩衝材等を配置する。</p> <p>乾式貯蔵試験容器は、ブール内で使用済燃料集合体の表面及び蓋取り付け後、除染エリア及びサービスエリアにて水抜き、真空乾燥、漏えい検査等を行うこととしている。なお、乾式貯蔵試験容器は、サービスエリア床面から最大吊り上げ高さ4.0 cm以下で取り扱うこととする。</p> <p>また、乾式貯蔵試験容器について、クレーン作業時の不動作または操作員の誤操作による異常着床時（慣性力：5 G）における当該試験容器各部位に発生する応力評価を行った結果、それぞれの部位に対し、評価基準（日本機械学会 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(2007年度版)による）を満足することを確認した。</p> <p>以上のとおり、十分な配慮を行っている。</p>	

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 5. 気体廃棄物の管理」より移動)</p> <p>5. 気体廃棄物の管理</p> <p>5. 1. 概要</p> <p>本施設の管理区域内の排氣中に含まれる放射性物質は2階排風機室に設置する排氣設備のブレフィルタ、高性能エアフィルタ（捕集効率：1段目 9.9%、2段目以降 9.0%）により除去する。</p> <p>さらにセル、前処理室に設置するフード及びグローブボックスの排気口には、各々ブレフィルタ、高性能エアフィルタを、No. 1セール系及びNo. 2セール系の排気口には、さらにチャコールフィルタを設ける。</p> <p>機器分析室及び第二機器分析室の機器装置類の排気口には、専用の高性能エアフィルタを設ける。</p> <p>又、破損燃料搬入時の収納缶内ガス遮換に際しては、放射性ガス吸着装置（サービスエリアに設置）を設け、放射性ガスを放出しないようにする。</p> <p>排氣設備を通した排気は、排気ダスト・ガスモニタで排氣中の放射性物質濃度を連続的に測定監視し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が科学技術庁告示第20号に定める濃度限度を超えないよう管理し、排氣筒（高さ約4.0m）より放とする。</p> <p>排氣処理系統図を図5-1に示す。</p> <p>5. 2. 年間発生量及び処理設備の能力</p> <p>1) 気体廃棄物の発生量</p> <p>本施設では、発能が最大となる初期濃縮度5%、燃焼度62000MWd/t、冷却期間150日以上の燃料棒を年間□本相当破壊試験に供するものとする。</p> <p>以上の燃料棒に発生する燃料棒フレーム部の核分裂生成ガス及び切断等に発生する放射性粉塵を気体廃棄物として考え、年間を通じて平均的に排出する。</p> <p>気体廃棄物の年間発生量は下記の通りである。（詳細は9.1項1に示す。）</p> <p>トリチウム : 約1. 9×10^{11} Bq/y クリプトン等 : 約3. 1×10^{12} Bq/y ヨウ素 : 約3. 2×10^8 Bq/y 粒子状物質 (FP成分等) : 約1. 5×10^{11} Bq/y 粒子状物質 (超ウラン元素等) : 約7. 4×10^9 Bq/y</p> <p>2) 処理能力</p> <p>トリチウム及びクリプトン等については100%排氣筒より放出、ヨウ素についてはチャコールフィルタ1段により90%が捕集される。</p>	<p>1.2-1-8 廉華施設</p> <p>1. 1. 概要</p> <p>本施設の管理区域内の排氣中に含まれる放射性物質は2階排風機室に設置する排氣設備のブレフィルタ、高性能エアフィルタ（捕集効率：1段目 9.9%、2段目以降 9.0%）により除去する。</p> <p>さらにセル、前処理室に設置するフード及びグローブボックスの排気口には、各々ブレフィルタ、高性能エアフィルタを、No. 1セール系及びNo. 2セール系の排気口には、さらにチャコールフィルタを設ける。</p> <p>機器分析室及び第二機器分析室の機器装置類の排気口には、専用の高性能エアフィルタを設ける。</p> <p>又、破損燃料搬入時の収納缶内ガス遮換に際しては、放射性ガス吸着装置（サービスエリアに設置）を設け、放射性ガスを放出しないようする。</p> <p>排氣設備を通した排気は、排気ダスト・ガスモニタで排氣中の放射性物質濃度を連続的に測定監視し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が科学技術庁告示第20号に定める濃度限度を超えないよう管理し排氣筒（高さ約4.0m）より放とする。</p> <p>排氣処理系統図を図1.2-1-2.1に示す。</p> <p>1. 2. 年間発生量及び処理設備の能力</p> <p>1) 気体廃棄物の発生量</p> <p>本施設では、放射能が最大となる初期濃縮度5%、燃焼度62000MWd/t、冷却期間150日以上の燃料棒を年間□本相当破壊試験に供するものとする。</p> <p>本施設では、放射能が最大となる初期濃縮度5%、燃焼度62000MWd/t、冷却期間150日以上の燃料棒を年間□本相当破壊試験に供するものとする。</p> <p>破壊試験時に発生する燃料棒フレーム部の核分裂生成ガス及び切断等に発生する放射性粉塵を気体廃棄物として考え、年間を通じて平均的に排出する。</p> <p>気体廃棄物の年間発生量は下記の通りである。（詳細は1.3に示す。）</p> <p>トリチウム : 約1. 9×10^{11} Bq/y クリプトン等 : 約3. 1×10^{12} Bq/y ヨウ素 : 約3. 2×10^8 Bq/y 粒子状物質 (FP成分等) : 約1. 5×10^{11} Bq/y 粒子状物質 (超ウラン元素等) : 約7. 4×10^9 Bq/y</p> <p>2) 処理能力</p> <p>トリチウム及びクリプトン等については100%排氣筒より放出、ヨウ素についてはチャコールフィルタ1段により90%が捕集される。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ② 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>F 1.2-1-4.0</p> <p>□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>

【燃料ホットラボ施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前		変更後		理由
<p>粒子状放射性物質は高活性エアフィルタ2段により9.9%、9.9%が捕集される。</p> <p>排気筒からの放出量は下記の通りである。</p> <p>トリチウム： 約1. 9×10^{11} Bq/y クリプトン等： 約3. 1×10^{12} Bq/y ヨウ素： 約3. 2×10^7 Bq/y</p> <p>粒子状物質(FP成分等)： 約1. 5×10^7 Bq/y 粒子状物質(超ウラン元素等)： 約7. 4×10^6 Bq/y</p> <p>排気量は約7. 4×10^4 m³/hであり排気筒出口濃度は表5-2-1に示す。</p> <p>表5-2-1 排気筒出口濃度</p>		<p>粒子状放射性物質は高活性エアフィルタ2段により9.9%、9.9%が捕集される。</p> <p>排気筒からの放出量は下記の通りである。</p> <p>トリチウム： 約1. 9×10^{11} Bq/y クリプトン等： 約3. 1×10^{12} Bq/y ヨウ素： 約3. 2×10^7 Bq/y</p> <p>粒子状物質(FP成分等)： 約1. 5×10^7 Bq/y 粒子状物質(超ウラン元素等)： 約7. 4×10^6 Bq/y</p> <p>排気量は約7. 4×10^4 m³/hであり排気筒出口濃度は表1.2-1-2-1に示す。</p> <p>表1.2-1-2-1 排気筒出口濃度</p>	<p>粒子状放射性物質は高活性エアフィルタ2段により9.9%、9.9%が捕集される。</p> <p>排気筒からの放出量は下記の通りである。</p> <p>トリチウム： 約1. 9×10^{11} Bq/y クリプトン等： 約3. 1×10^{12} Bq/y ヨウ素： 約3. 2×10^7 Bq/y</p> <p>粒子状物質(FP成分等)： 約1. 5×10^7 Bq/y 粒子状物質(超ウラン元素等)： 約7. 4×10^6 Bq/y</p> <p>排気量は約7. 4×10^4 m³/hであり排気筒出口濃度は表1.2-1-2-1に示す。</p> <p>表1.2-1-2-1 排気筒出口濃度</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2)3(2)</p> <p>記載の適正化(2)4 記載の適正化(2)4</p>

	排気筒出口濃度 (Bq/cm ³)	空気中の放射性物質の 濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)	代表換種 の濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)	排気筒出口濃度 の濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)	空気中の放射性物質の 濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)	代表換種 の濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)	排気筒出口濃度 の濃度限度の加重平均 (Bq/cm ³)
トリチウム	約 3. 0×10^{-4}	3. 0×10^{-3}	H-3	0. 095	トリチウム	約 3. 0×10^{-4}	H-3
クリプトン等	約 4. 8×10^{-3}	1. 0×10^{-1}	K _r -8.5	0. 048	クリプトン等	約 4. 8×10^{-3}	1. 0×10^{-1}
ヨウ素	約 4. 9×10^{-8}	4. 7×10^{-6}	I-1.3.1	0. 010	ヨウ素	約 4. 9×10^{-8}	4. 7×10^{-6}
粒子状物質 (FP成分等)	約 2. 2×10^{-8}	3. 9×10^{-6}	S _r -9.0	0. 0034	粒子状物質 (FP成分等)	約 2. 2×10^{-8}	3. 9×10^{-6}
粒子状物質 (超ウラン元素等)	約 1. 1×10^{-9}	2. 9×10^{-8}	P _u -2.3.9	0. 031	粒子状物質 (超ウラン元素等)	約 1. 1×10^{-9}	2. 9×10^{-8}
計	-----	-----	-----	0. 19	計	-----	0. 19

以上の通り排気筒出口の気体廃棄物の放射性物質の濃度は、科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下である。

以上の通り排気筒出口の気体廃棄物の放射性物質の濃度は、科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下である。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 9. 周辺環境への影響」より移動)</p> <p><u>9. 周辺環境への影響の評価</u></p> <p><u>9. 1 放射性気体廃棄物による影響</u></p> <p>本施設からの放射性気体廃棄物の大気放出に起因する平常時的一般公衆の受ける線量の評価を行う。</p> <p>1) 排気筒出口濃度の推定</p> <p>放出放射性物質は、バンクチャ試験時に発生する燃料棒ブレナム部に蓄えられている核分裂生成ガス及び切断時に発生する放射性粉塵の粒子状放射性物質である。</p> <p>これら放射性物質の量を表<u>9-1-1</u>に示す。</p> <p>(1) 発生量</p> <p>本施設において気体廃棄物を発生する主な作業は、セル内で行われる燃料棒のパンクチャ試験及び切断作業である。</p> <p>その他の作業は、燃料棒非破壊試験、密度試験、金相試験等であり、気体廃棄物を発生する量は極めて少量であるので評価から除いた。</p> <p>パンクチャ試験及び切断作業等により発生する気体廃棄物の量は、次の条件で算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンクチャ試験 <p>年間 <input checked="" type="checkbox"/> 本相当の割合でパンクチャするものとし、希ガス等は、生成全放射能量の 1.0%、ヨウ素は同 5% が発生するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切断作業等 <p>切断代 2 mm で (実際は約 1 mm) 1 本当に 20 個所の切断を行う。</p> <p>又、1 本につき 5 個の金相試料を研磨代 1.5 mm で (実際は約 1 mm) 研磨を行うことにより粉塵となる量が発生するものとする。</p> <p>切断及び研磨作業は、全て墨式であり粒子状放射性物質のセル内排気系への飛散率は極めて小さいとされるが、発生粉塵量の 0.1% が排気中に移行し放出するものとする。</p> <p>又、希ガス及びトリチウムは発生粉塵中の 1.0%、ヨウ素は発生粉塵中の 5.0% が排気中に移行し放出されるものとする。</p> <p>(2) フィルタの捕集効率</p> <p>セルで排気系に移行した放射性物質は、セル内の高性能エアフィルタでろ過し、更に排風機室の高性能エアフィルタ及び活性炭フィルタ（1 部）を通して放出する。</p> <p>設計・評価に用いたフィルタの粒子状放射性物質及びヨウ素の捕集効率は、次の通りである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ② 記載の適正化(2) 4)</p> <p>1. 3 周辺環境への影響</p> <p>本施設からの放射性気体廃棄物の大気放出に起因する平常時的一般公衆の受ける線量の評価を行う。</p> <p>1) 排気筒出口濃度の推定</p> <p>放出放射性物質は、バンクチャ試験時に発生する燃料棒ブレナム部に蓄えられている核分裂生成ガス及び切断時に発生する放射性粉塵の粒子状放射性物質である。</p> <p>これら放射性物質の量を表 <u>1-2-1-2</u> に示す。</p> <p>(1) 発生量</p> <p>本施設において気体廃棄物を発生する主な作業は、セル内で行われる燃料棒のパンクチャ試験及び切断作業である。</p> <p>その他の作業は、燃料棒非破壊試験、密度試験、金相試験等であり、気体廃棄物を発生する量は極めて少量であるので評価から除いた。</p> <p>パンクチャ試験及び切断作業等により発生する気体廃棄物の量は、次の条件で算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンクチャ試験 <p>年間 <input checked="" type="checkbox"/> 本相当の割合でパンクチャするものとし、希ガス等は、生成全放射能量の 1.0%、ヨウ素は同 5% が発生するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切断作業等 <p>切断代 2 mm で (実際は約 1 mm) 1 本当に 20 個所の切断を行う。</p> <p>又、1 本につき 5 個の金相試料を研磨代 1.5 mm で (実際は約 1 mm) 研磨を行うことにより粉塵となる量が発生するものとする。</p> <p>切断及び研磨作業は、全て墨式であり粒子状放射性物質のセル内排気系への飛散率は極めて小さいとされるが、発生粉塵量の 0.1% が排気中に移行し放出するものとする。</p> <p>又、希ガス及びトリチウムは発生粉塵中の 1.0%、ヨウ素は発生粉塵中の 5.0% が排気中に移行し放出されるものとする。</p> <p>(2) フィルタの捕集効率</p> <p>セルで排気系に移行した放射性物質は、セル内の高性能エアフィルタでろ過し、更に排風機室の高性能エアフィルタ及び活性炭フィルタ（1 部）を通して放出する。</p> <p>設計・評価に用いたフィルタの粒子状放射性物質及びヨウ素の捕集効率は、次の通りである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<p>F 1-2-1-4-2</p>

【燃料ホットラグ施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>1段目 高性能エアフィルタ 9.9% 2段目 高性能エアフィルタ 9.0% 1段目 活性炭フィルタ 9.0% (ヨウ素に対して) (3) 排気風量 本施設の排気風量は、約7.4, 000 m³/hである。 (4) 排気筒出口濃度の計算結果 排気筒から環境に放出する放射物質の量及び濃度は、次により求めた。 放出量 = 発生量 × フィルタ透過率 濃度 = 放出量 ÷ 排気風量 計算結果を表9-1-2に示す。</p> <p>2) 大気扩散による風下輪上における地表空気中濃度 (1) 計算式 前項で求めた排気筒から放出する気体廃棄物の放出量から「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針について」を適用し、次式により平常運転時の風下輪上における地表空気中濃度を求める。 ① 空気中を運ばれる物質の重力落下・沈着は考慮しない。 ② 放出時間中を通じて風向は一定とする。 ③ 物質の分布による濃度分布は、風向に垂直な面上で水平方向と及び垂直方向ともにガウス分布であるとする。 ④ 地表における空気中濃度を求めるので垂直方向zは0とする。</p> $\chi(x, y, 0) = \frac{Q}{\pi \cdot \alpha_y \cdot \alpha_z \cdot U} \cdot e^{-\frac{y^2}{2 \alpha_y^2}} \cdot e^{-\frac{H^2}{2 \alpha_z^2}}$ <p>$\chi(x, y, 0)$: 点(x, y, 0)における放射性物質濃度 (B q/m³) Q : 放射性核種の放出率 (B q/s) U : 放出点における平均風速 (m/s) H : 放出高 (m)</p>	<p>1段目 高性能エアフィルタ 9.9, 9% 2段目 高性能エアフィルタ 9.0% 1段目 活性炭フィルタ 9.0% (ヨウ素に対して) (3) 排気風量 本施設の排気風量は、約7.4, 000 m³/hである。 (4) 排気筒出口濃度の計算結果 排気筒から環境に放出する放射物質の量及び濃度は、次により求めた。 放出量 = 発生量 × フィルタ透過率 濃度 = 放出量 ÷ 排気風量 計算結果を表1.2-1-2に示す。</p> <p>2) 大気扩散による風下輪上における地表空気中濃度 (1) 計算式 前項で求めた排気筒から放出する気体廃棄物の放出量から「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針について」を適用し、次式により平常運転時の風下輪上における地表空気中濃度を求める。 ① 空気中を運ばれる物質の重力落下・沈着は考慮しない。 ② 放出時間中を通じて風向は一定とする。 ③ 物質の分布による濃度分布は、風向に垂直な面上で水平方向と及び垂直方向ともにガウス分布であるとする。 ④ 地表における空気中濃度を求めるので垂直方向zは0とする。</p> $\chi(x, y, 0) = \frac{Q}{\pi \cdot \alpha_y \cdot \alpha_z \cdot U} \cdot e^{-\frac{y^2}{2 \alpha_y^2}} \cdot e^{-\frac{H^2}{2 \alpha_z^2}}$ <p>$\chi(x, y, 0)$: 点(x, y, 0)における放射性物質濃度 (B q/m³) Q : 放射性核種の放出率 (B q/s) U : 放出点における平均風速 (m/s) H : 放出高 (m)</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ② 記載の適正化(2) 4)

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>σ_y : 濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>σ_z : 濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>(2) 気象条件等 風向及び風速の値は、隣接地の海拔5.2mにおける昭和58年度1年間の実測値を参考にして定めた。 風向頻度2.0%, 平均風速2m/s (地上4.0mの排気筒出口で), 大気安定度D, 風向北西とした。 又、放出の条件は、放出高さ4.0m、建家の影響なしとした。</p> <p>(3) 計算結果 年間平均の最大濃度地点は、本施設から南東方向に約8.0mである。 最大濃度地点における地表空気中濃度は差1.2-1-2.3に示す。</p>	<p>σ_y : 濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ (m) σ_z : 濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>(2) 気象条件等 風向及び風速の値は、隣接地の海拔5.2mにおける昭和58年度1年間の実測値を参考にして定めた。 風向頻度2.0%, 平均風速2m/s (地上4.0mの排気筒出口で), 大気安定度D, 風向北西とした。 又、放出の条件は、放出高さ4.0m、建家の影響なしとした。</p> <p>(3) 計算結果 年間平均の最大濃度地点は、本施設から南東方向に約8.0mである。 最大濃度地点における地表空気中濃度は差1.2-1-2.3に示す。</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ② 記載の適正化(2) 4)

変更前			変更後			理由	
核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)	核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 ② 記載の適正化(2) 4)	
管長9-1-1 気体遮蔽物の発生量							
a) バンクチャ試験時							
核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)	核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)		
H-3	8, 1×10 ¹⁰	1, 6×10 ¹¹	H-3	8, 1×10 ¹⁰	1, 6×10 ¹¹		
Kr-85	1, 3×10 ¹²	2, 7×10 ¹²	Kr-85	1, 3×10 ¹²	2, 7×10 ¹²		
I-129	4, 8×10 ⁶	4, 8×10 ⁶	I-129	4, 8×10 ⁶	4, 8×10 ⁶		
I-131	2, 7×10 ⁸	2, 7×10 ⁸	I-131	2, 7×10 ⁸	2, 7×10 ⁸		
b) 切断時							
核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)	核種	燃料棒1本当りの放射能(Bq/本) *	年間発生量(Bq/y)		
H-3	8, 1×10 ¹⁰	2, 8×10 ¹⁰	H-3	8, 1×10 ¹⁰	2, 8×10 ¹⁰		
Kr-85	1, 3×10 ¹²	4, 8×10 ¹¹	Kr-85	1, 3×10 ¹²	4, 8×10 ¹¹		
I-129	4, 8×10 ⁶	8, 1×10 ⁵	I-129	4, 8×10 ⁶	8, 1×10 ⁵		
I-131	2, 7×10 ⁸	4, 4×10 ⁷	I-131	2, 7×10 ⁸	4, 4×10 ⁷		
Sr-90	1, 1×10 ¹³	3, 7×10 ⁹	Sr-90	1, 1×10 ¹³	3, 7×10 ⁹		
Cs-134	2, 8×10 ¹³	1, 0×10 ¹⁰	Cs-134	2, 8×10 ¹³	1, 0×10 ¹⁰		
Cs-137	1, 6×10 ¹³	5, 6×10 ⁹	Cs-137	1, 6×10 ¹³	5, 6×10 ⁹		
Pu-239	3, 0×10 ¹⁰	1, 0×10 ⁷	Pu-239	3, 0×10 ¹⁰	1, 0×10 ⁷		
Pu-240	5, 6×10 ¹⁰	1, 9×10 ⁷	Pu-240	5, 6×10 ¹⁰	1, 9×10 ⁷		

* 算出条件は、ウラン量の最も多い用燃料棒、初期濃縮度5%、燃焼度最大62000M

MWd/t、150日冷却放射能量を求めた。

条件が変動しても破壊試験をする前に個々に算出が可能であり、又バンクチャ試験により実測も可能であることから発生量を監視し管理する。

障-9-4

* 算出条件は、ウラン量の最も多く用燃料棒、初期濃縮度5%、燃焼度最大62000M
Wd/t、150日冷却放射能量を求めた。
条件が変動しても破壊試験をする前に個々に算出が可能であり、又バンクチャ試験により実測も可能であることから発生量を監視し管理する。

F 12-1-4 5

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前		変更後				理由				
表9-1-2 排気筒出口濃度及び最大濃度地点における地表空気中濃度(年平均)						既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ 記載の適正化(2) ④				
表1.2-1-2.3 排気筒出口濃度及び最大濃度地点における地表空気中濃度(年平均)						既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ 記載の適正化(2) ④				
核種	年間放出量 (Bq/y)	排気筒出口濃度 (Bq/cm ³)	最大濃度地点における空気中濃度 (Bq/cm ³)	空気中の放射性物質の濃度限度 (Bq/cm ³)	年間放出量 (Bq/y)	排気筒出口濃度 (Bq/cm ³)				
H-3	1. 9 × 10 ¹¹	3. 0 × 1.0 ⁻⁴	4. 1 × 1.0 ⁻⁸	3 × 1.0 ⁻³	1. 9 × 1.0 ¹¹	3. 0 × 1.0 ⁻⁴				
Kr-85	3. 1 × 1.0 ¹²	4. 8 × 1.0 ⁻³	6. 7 × 1.0 ⁻⁷	1 × 1.0 ⁻¹	3. 1 × 1.0 ¹²	4. 8 × 1.0 ⁻⁷				
I-129	5. 6 × 1.0 ⁵	8. 5 × 1.0 ⁻¹⁰	1. 3 × 1.0 ⁻³	1 × 1.0 ⁻⁶	5 × 1.0 ⁵	8. 5 × 1.0 ⁻¹⁰				
I-131	3. 1 × 1.0 ⁷	4. 8 × 1.0 ⁻⁸	6. 7 × 1.0 ⁻¹²	5 × 1.0 ⁻⁵	3. 1 × 1.0 ⁷	4. 8 × 1.0 ⁻⁸				
Sr-90	3. 7 × 1.0 ⁵	5. 6 × 1.0 ⁻¹⁰	8. 1 × 1.0 ⁻¹⁴	8 × 1.0 ⁻⁷	3. 7 × 1.0 ⁵	5. 6 × 1.0 ⁻¹⁰				
Cs-134	1. 0 × 1.0 ⁶	1. 5 × 1.0 ⁻⁹	2. 1 × 1.0 ⁻¹³	2 × 1.0 ⁻⁵	1. 0 × 1.0 ⁶	1. 5 × 1.0 ⁻⁹				
Cs-137	5. 6 × 1.0 ⁶	8. 5 × 1.0 ⁻¹⁰	1. 3 × 1.0 ⁻¹³	3 × 1.0 ⁻⁵	5. 6 × 1.0 ⁶	8. 5 × 1.0 ⁻¹⁰				
Pu-239	1. 0 × 1.0 ⁶	1. 6 × 1.0 ⁻¹²	2. 3 × 1.0 ⁻¹⁶	3 × 1.0 ⁻⁹	1. 0 × 1.0 ⁶	1. 6 × 1.0 ⁻¹²				
Pu-240	1. 9 × 1.0 ⁶	2. 9 × 1.0 ⁻¹²	4. 1 × 1.0 ⁻¹⁶	3 × 1.0 ⁻⁹	1. 9 × 1.0 ⁶	2. 9 × 1.0 ⁻¹²				

3) 一般公衆に対する線量評価

線量当量の評価に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」を参考にするとともに、適切な解析モデル及びパラメータ値を用いて実施する。

(1) 放射線雲のガンマ線からの外部被ばくに起因する実効線量

① 計算式

放射性雲のガンマ線からの外部被ばくに起因する実効線量が最大となる地点で求めある。
計算の基本式は次のとおりである。

$$D = K_1 \cdot E \cdot \mu_a \int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \exp\left(\frac{-\mu_a r}{4\pi r^2}\right) \cdot B(\mu r) \cdot z(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z}) d\dot{x} d\dot{y} d\dot{z}$$

$$D : \text{計算地点}(x, y, 0) \text{における空気吸収線量率} (\mu \text{ Gy/h})$$

$$K_1 : \text{空気吸収線量率への換算係数} \left(\frac{\text{d i s} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu \text{ Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$$

$$E : \text{ガンマ線の実効エネルギー} (\text{MeV/d i s})$$

$$\mu_a : \text{空気に対するガンマ線の真吸収係数} (\text{m}^{-1})$$

解説-9-5

3) 一般公衆に対する線量評価

線量当量の評価に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」を参考にするとともに、適切な解析モデル及びパラメータ値を用いて実施する。

(1) 放射線雲の上線からの外部被ばくに起因する実効線量

記載の適正化(2) ④

F 1.2 - 1 - 4 6

【燃料ホッタルが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>μ : 空気にに対するガンマ線の全吸収係数 (m^{-1})</p> <p>r : 放射性雲中の点(x, y, z)から計算地点($x, y, 0$)までの距離 (m)</p> <p>$B(\mu r)$: 空気にに対するガンマ線の再生係数</p> <p>$\chi(x, y, z)$: 放射性雲中の点(x, y, z)における濃度 (B_q/m^3)</p> <p>なお、$B(\mu r)$は、次式から求められる。</p> $B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$ <p>計算地点における年間の実効線量は、次式により求める。</p> $H_Y = K_2 \cdot f_h \cdot f_o \cdot D$ <p>H_Y : 計算地点における実効線量 ($\mu Sv/y$)</p> <p>K_2 : 空気吸収線量から実効線量への換算係数 ($\mu Sv/\mu Gy$)</p> <p>f_o : 家屋のしゃへい係数</p> <p>f_h : 居住係数</p> <p>D : 計算地点における年間平均の空気吸収線量率 ($\mu Gy/y$)</p> <p>空気吸収線量から実効線量への換算係数は、ICRP-Pub. 74に示された等方照射の場合の実効線量計算による。</p> <p>② 計算結果</p> <p>放射性雲のガンマ線からの外部被ばくに起因する実効線量の最大となる地点は、本施設から南東方向に約150mである。</p> <p>ガンマ線による1年間の線量を、<u>図表9-1-4</u>に示す。</p> <p>(2) 呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量</p> <p>① 計算法</p> <p>放射性物質の呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量は、線量が最大となる最大濃度地点で評価し、計算は次式による。</p> $H_{1t} = 3.65 \cdot \sum f_{1t} \cdot K_{1t} \cdot A_{1t}$ $A_{1t} = M_{1t} \cdot x_t$ <p>H_{1t} : 年間の実効線量 ($\mu Sv/y$)</p> <p>3.65 : 年間日数への換算係数 (d/y)</p>	<p>μ : 空気にに対するγ線の全吸収係数 (m^{-1})</p> <p>r : 放射性雲中の点(x, y, z)から計算地点($x, y, 0$)までの距離 (m)</p> <p>$B(\mu r)$: 空気にに対するγ線の再生係数</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 ② 記載の適正化(2) 4</p> <p>$\chi(x, y, z)$: 放射性雲中の点(x, y, z)における濃度 (B_q/m^3)</p> <p>なお、$B(\mu r)$は、次式から求められる。</p> $B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$ <p>計算地点における年間の実効線量は、次式により求める。</p> $H_Y = K_2 \cdot f_h \cdot f_o \cdot D$ <p>H_Y : 計算地点における実効線量 ($\mu Sv/y$)</p> <p>K_2 : 空気吸収線量から実効線量への換算係数 ($\mu Sv/\mu Gy$)</p> <p>f_h : 家屋のしゃへい係数</p> <p>f_o : 居住係数</p> <p>D : 計算地点における年間平均の空気吸収線量率 ($\mu Gy/y$)</p> <p>空気吸収線量から実効線量への換算係数は、ICRP-Pub. 74に示された等方照射の場合の実効線量計算による。</p> <p>② 計算結果</p> <p>放射性雲のγ線からの外部被ばくに起因する実効線量の最大となる地点は、本施設から南東方向に約150mである。</p> <p>上線による1年間の線量を、<u>表1.2-1-2.5</u>に示す。</p> <p>(2) 呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量</p> <p>① 計算法</p> <p>放射性物質の呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量は、線量が最大となる最大濃度地点で評価し、計算は次式による。</p> $H_{1t} = 3.65 \cdot \sum f_{1t} \cdot K_{1t} \cdot A_{1t}$ $A_{1t} = M_{1t} \cdot x_t$ <p>H_{1t} : 年間の実効線量 ($\mu Sv/y$)</p> <p>3.65 : 年間日数への換算係数 (d/y)</p>	<p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>F 1.2 - 1 - 4 7</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
<p>f_{ti} : 核種 i の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ti} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量への換算係数 ($\mu \text{Sv}/\text{Bq}$) A_{ti} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) M_s : 呼吸率 (cm^3/d) x_i : 核種 i の年平均空気中濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>K_{ti}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入摂取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>周辺環境での呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量の最大値は、地表空気中濃度が最大になる地点で、本施設の南東方向に約800mである。 <u>表1.2-1-2.3</u>に示す年間平均最大濃度地点における年間平均地表空気中濃度より求めた実効線量の計算結果を<u>表1.2-1-2.4</u>に示す。 <u>表1.2-1-2.4</u>呼吸による年間実効線量</p>	<p>f_{ti} : 核種 i の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ti} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量への換算係数 ($\mu \text{Sv}/\text{Bq}$) A_{ti} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) M_s : 呼吸率 (cm^3/d) x_i : 核種 i の年平均空気中濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>K_{ti}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入摂取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>周辺環境での呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量の最大値は、地表空気中濃度が最大になる地点で、本施設の南東方向に約800mである。 <u>表1.2-1-2.3</u>に示す年間平均最大濃度地点における年間平均地表空気中濃度より求めた実効線量の計算結果を<u>表1.2-1-2.4</u>に示す。</p>	<p>f_{ti} : 核種 i の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ti} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量への換算係数 ($\mu \text{Sv}/\text{Bq}$) A_{ti} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) M_s : 呼吸率 (cm^3/d) x_i : 核種 i の年平均空気中濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>K_{ti}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入摂取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>周辺環境での呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量の最大値は、地表空気中濃度が最大になる地点で、本施設の南東方向に約800mである。 <u>表1.2-1-2.3</u>に示す年間平均最大濃度地点における年間平均地表空気中濃度より求めた実効線量の計算結果を<u>表1.2-1-2.4</u>に示す。</p>	<p>f_{ti} : 核種 i の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ti} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量への換算係数 ($\mu \text{Sv}/\text{Bq}$) A_{ti} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) M_s : 呼吸率 (cm^3/d) x_i : 核種 i の年平均空気中濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>K_{ti}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入摂取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>周辺環境での呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量の最大値は、地表空気中濃度が最大になる地点で、本施設の南東方向に約800mである。 <u>表1.2-1-2.3</u>に示す年間平均最大濃度地点における年間平均地表空気中濃度より求めた実効線量の計算結果を<u>表1.2-1-2.4</u>に示す。</p>	<p>f_{ti} : 核種 i の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ti} : 核種 i の呼吸摂取による実効線量への換算係数 ($\mu \text{Sv}/\text{Bq}$) A_{ti} : 核種 i の摂取率 (Bq/d) M_s : 呼吸率 (cm^3/d) x_i : 核種 i の年平均空気中濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>K_{ti}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入摂取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(2) 計算結果</p> <p>周辺環境での呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量の最大値は、地表空気中濃度が最大になる地点で、本施設の南東方向に約800mである。 <u>表1.2-1-2.3</u>に示す年間平均最大濃度地点における年間平均地表空気中濃度より求めた実効線量の計算結果を<u>表1.2-1-2.4</u>に示す。</p>

核種	年間実効線量 ($\mu \text{Sv}/\text{y}$)	年間実効線量 ($\mu \text{Sv}/\text{y}$)
H-3	1.4×10^{-2}	1.4×10^{-2}
I-1.2.9	1.0×10^{-4}	1.0×10^{-4}
I-1.3.1	1.1×10^{-3}	1.1×10^{-3}
Sr-90	2×10^{-5}	5×10^{-5}
Cs-1.3.4	1.7×10^{-6}	1.7×10^{-6}
Cs-1.3.7	7.3×10^{-6}	3×10^{-6}
Pu-2.3.9	2×10^{-5}	6×10^{-5}
Pu-2.4.0	1.1×10^{-4}	1.1×10^{-4}
計	1.5×10^{-2}	1.5×10^{-2}

核種	年間実効線量 ($\mu \text{Sv}/\text{y}$)
H-3	1.4×10^{-2}
I-1.2.9	1.0×10^{-4}
I-1.3.1	1.1×10^{-3}
Sr-90	2×10^{-5}
Cs-1.3.4	1.7×10^{-6}
Cs-1.3.7	7.3×10^{-6}
Pu-2.3.9	2×10^{-5}
Pu-2.4.0	1.1×10^{-4}
計	1.5×10^{-2}

(3) 計算結果
記載の適正化(2) 4)

(3) 計算結果
本施設からの気体燃薬物による一般公衆に係る実効線量は、表1.2-1-2.5に示す。

(3) 計算結果
本施設からの気体燃薬物による一般公衆に係る実効線量は、表1.2-1-4.1に示す。

下線は変更した部分を示す。

変更前				変更後			
審査9-1-4 一般公衆に係る実効線量		審査12-1-2-5 一般公衆に係る実効線量		実効線量 ($\mu \text{Sv}/\text{y}$)		合計	
核種	外部被ばく	内部被ばく	合計	外部被ばく	内部被ばく	合計	
【燃料ホッパが施設】							
H-3	—	1. 4 × 10 ⁻²	1. 4 × 10 ⁻²	—	1. 4 × 10 ⁻²	1. 4 × 10 ⁻²	
Kr-85	3. 9 × 10 ⁻³	—	3. 9 × 10 ⁻³	3. 9 × 10 ⁻³	—	3. 9 × 10 ⁻³	
I-129	8. 8 × 10 ⁻⁹	1. 0 × 10 ⁻⁴	1. 0 × 10 ⁻⁴	8. 8 × 10 ⁻⁹	1. 0 × 10 ⁻⁴	1. 0 × 10 ⁻⁴	
I-131	7. 4 × 10 ⁻⁶	1. 1 × 10 ⁻³	1. 1 × 10 ⁻³	7. 4 × 10 ⁻⁶	1. 1 × 10 ⁻³	1. 1 × 10 ⁻³	
Sr-90	—	5. 2 × 10 ⁻⁵	5. 2 × 10 ⁻⁵	—	5. 2 × 10 ⁻⁵	5. 2 × 10 ⁻⁵	
Cs-134	8. 1 × 10 ⁻⁸	1. 7 × 10 ⁻⁶	1. 7 × 10 ⁻⁶	8. 1 × 10 ⁻⁸	1. 7 × 10 ⁻⁶	1. 7 × 10 ⁻⁶	
Cs-137	3. 6 × 10 ⁻⁸	7. 3 × 10 ⁻⁶	7. 3 × 10 ⁻⁶	3. 6 × 10 ⁻⁸	7. 3 × 10 ⁻⁶	7. 3 × 10 ⁻⁶	
Pu-239	1. 5 × 10 ⁻¹³	6. 2 × 10 ⁻⁶	6. 2 × 10 ⁻⁶	1. 5 × 10 ⁻¹³	6. 2 × 10 ⁻⁶	6. 2 × 10 ⁻⁶	
Pu-240	8. 1 × 10 ⁻¹⁴	1. 1 × 10 ⁻⁴	1. 1 × 10 ⁻⁴	8. 1 × 10 ⁻¹⁴	1. 1 × 10 ⁻⁴	1. 1 × 10 ⁻⁴	
合計	3. 9 × 10 ⁻³	1. 5 × 10 ⁻²	1. 9 × 10 ⁻²	3. 9 × 10 ⁻³	1. 5 × 10 ⁻²	1. 9 × 10 ⁻²	

本施設からの気体廃棄物による一般公衆に係る実効線量は、検討の結果科学技術庁告示第20号の第3条に示された値に対し十分に小さい。
 3条に示された値に対し十分に小さい。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>〔障害対策書 1.0. MOX燃料照射後試験に係る補足説明〕より移動)</p> <p>1.0. 2 周辺環境への影響について</p> <p>障害対策書前章までにおいては、燃焼度 6 2 0 0 0 M W d / t で 1.50 日冷却の UO₂ 燃料棒全年間 <input type="checkbox"/> 本破壊試験に供する (障對 5 章、9 章 9. 1) ものとして障害物の発生量を定めている。</p> <p>使用する MOX 燃料に関しては、<input type="checkbox"/> 冷却の燃料棒を <input type="checkbox"/> 本破壊試験する計画である。</p> <p>この MOX 燃料の放射能量は、1.2 - 1 - 2 の 1.0. に示す通り UO₂ 燃料と比較すると Pu - 2.3.9 である。</p> <p>この MOX 燃料の放射能量は、1.0. 1 - 1 に示す通り UO₂ 燃料と比較すると Pu - 2.3.9 で 1.1 倍、Pu - 2.4.0 で 1.3 倍である。その他の β・γ 放射は、UO₂ 燃料より少ない。</p> <p>照射後試験の方法は、MOX 燃料でも同じであるので気体焼薬物等の発生状況は同じである。</p> <p>MOX 燃料棒の破壊試験は、<input type="checkbox"/> 本について行うことで計画しております、UO₂ 燃料の <input type="checkbox"/> 本からの発生量に包含される。</p> <p>以上のように年間発生量が変わらないので、周辺環境への影響の評価は、前章までに記載した内容と同様である。</p>	<p>1. 4 MOX 燃料照射後試験に係る補足説明</p> <p>1. 1 から 1.3 までにおいては、燃焼度 6 2 0 0 0 M W d / t で 1.50 日冷却の UO₂ 燃料棒全年間 <input type="checkbox"/> 本破壊試験に供するものとして障害物の発生量を定めている。</p> <p>使用する MOX 燃料に関しては、燃焼度 <input type="checkbox"/> 冷却の燃料棒を <input type="checkbox"/> 本破壊試験する計画である。</p> <p>この MOX 燃料の放射能量は、1.2 - 1 - 2 の 1.0. に示す通り UO₂ 燃料と比較すると Pu - 2.3.9 である。</p> <p>1. 1 倍、Pu - 2.4.0 で 1.3 倍である。その他の β・γ 放射は、UO₂ 燃料より少ない。</p> <p>照射後試験の方法は、MOX 燃料でも同じであるので気体焼薬物等の発生状況は同じである。</p> <p>MOX 燃料棒の破壊試験は、<input type="checkbox"/> 本について行うことで計画しております、UO₂ 燃料の <input type="checkbox"/> 本からの発生量に包含される。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

F 1.2 - 1 - 50

 で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前		変更後	理由
<p>〔障害対策書 6. 液体廃棄物の管理〕より移動)</p> <p>6. 液体廃棄物の管理</p> <p><u>6. 1 概要</u></p> <p>本施設で発生する放射性液体廃棄物は、高レベル、中レベル及び低レベル廃液に分類する。</p> <p>液体廃棄処理系図を図6-1に示す。</p> <p>高レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻⁴Bq/cm³以上又は容器表面における総量が2mSv/h以上のものである。</p> <p>中レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻⁴Bq/cm³未満で3.7×10⁻¹Bq/cm³以上又は容器表面における総量が2mSv/h未満5.00μSv/h以上とのものである。</p> <p>高レベル及び中レベル廃液は、発生したセル内で固化し、ステンレス鋼製容器等に封入して固体廃棄物として取り扱う。</p> <p>低レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³未満のもので、サービスエリア等の放射性物質を取り扱う区域から発生する汚染の恐れがあるものと、オペレーションエリア等の管理区域であっても放射性物質を直接扱わない区域から発生する汚染の恐れの殆ど無いものとに分類する。</p> <p>放射性物質による汚染の恐れのあるものは、廃液貯槽に送り廃液をサンプリングし、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³以下であることを確認後、集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>又、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³を超える時は、フィルタ設備及びイオン交換設備による浄化を行い、さらにサンプリングをして濃度を確認し、3.7×10⁻¹Bq/cm³以下で集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>放射性物質による汚染の恐れの殆ど無いものは集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>廃水処理機の廃液は、処理水貯槽でサンプリングし、廃液中の種類別の放射性物質濃度を測定し、科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下であることを確認後、<u>████████</u>の排水ボンドに送り、専用排水管を経て海へ放出する。</p> <p>又、廃液中の放射性物質の濃度が科学技術庁告示第20号に定める濃度限度を超える時は、廃水処理機内の延集沈殿設備、フィルタ設備及びイオン交換設備による浄化等を行い、廃液中の放射性物質の濃度が長官の定める濃度限度以下となるよう処理する。</p> <p><u>6. 2 年間発生量及び処理設備の能力</u></p> <p>1) 液体廃棄物の発生量</p> <p>本施設における廃液の年間発生予想量は、次の通りである。</p> <p>□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p>		
<p>2. 液体廃棄物の管理</p> <p><u>2. 1 概要</u></p> <p>本施設で発生する放射性液体廃棄物は、高レベル、中レベル及び低レベル廃液に分類する。</p> <p>液体廃棄処理系図を図2-1-2.2に示す。</p> <p>高レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻⁴Bq/cm³以上又は容器表面における総量が2mSv/h以上のものである。</p> <p>中レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻⁴Bq/cm³未満で3.7×10⁻¹Bq/cm³以上又は容器表面における総量が2mSv/h未満5.00μSv/h以上とのものである。</p> <p>高レベル及び中レベル廃液は、発生したセル内で固化し、ステンレス鋼製容器等に封入して固体廃棄物として取り扱う。</p> <p>低レベル廃液は、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³未満のもので、サービスエリア等の放射性物質を取り扱う区域から発生する汚染の恐れがあるものと、オペレーションエリア等の管理区域であっても放射性物質を直接扱わない区域から発生する汚染の恐れの殆ど無いものとに分類する。</p> <p>放射性物質による汚染の恐れのあるものは、廃液貯槽に送り廃液をサンプリングし、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³以下であることを確認後、集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>又、廃液中の放射性物質の濃度が3.7×10⁻¹Bq/cm³を超える時は、フィルタ設備及びイオン交換設備による浄化を行い、さらにサンプリングをして濃度を確認し、3.7×10⁻¹Bq/cm³以下で集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>放射性物質による汚染の恐れの殆ど無いものは集水槽を経て廃水処理機へ送る。</p> <p>廃水処理機の廃液は、処理水貯槽でサンプリングし、廃液中の種類別の放射性物質濃度を測定し、科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下であることを確認後、<u>████████</u>の排水ボンドに送り、専用排水管を経て海へ放出する。</p> <p>又、廃液中の放射性物質の濃度が科学技術庁告示第20号に定める濃度限度を超える時は、廃水処理機内の延集沈殿設備、フィルタ設備及びイオン交換設備による浄化等を行い、廃液中の放射性物質の濃度が長官の定める濃度限度以下となるよう処理する。</p> <p><u>2. 2 年間発生量及び処理設備の能力</u></p> <p>1) 液体廃棄物の発生量</p> <p>本施設における廃液の年間発生予想量は、次の通りである。</p> <p>□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ②記載の適正化(2) 4</p>		

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>① 低レベル廃液のうち、汚染の恐れの有るもの年間約100m³ (1日平均約0.5m³)</p> <p>② 低レベル廃液のうち、汚染の恐れの殆ど無いもの年間約900m³ (1日平均約4.5m³)</p> <p>2) 液体廃棄物の処理設備の能力 年間約4500m³の処理能力を有する。</p> <p>(「障害対策書 9. 周辺環境への影響の評価」より移動)</p> <p>9.2 放射性液体廃棄物による影響</p> <p>放射性液体廃棄物は、サンプリングし、廃棄物中の核種別の放射性物質濃度を測定し科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下であることを確認後、██████の排水ボンドへ送り、██████の排水ボンドへ送り、専用排水管を経て海へ放出するので周辺環境への影響は十分に小さい。</p>	<p>① 低レベル廃液のうち、汚染の恐れの有るもの年間約100m³ (1日平均約0.5m³)</p> <p>② 低レベル廃液のうち、汚染の恐れの殆ど無いもの年間約900m³ (1日平均約4.5m³)</p> <p>2) 液体廃棄物の処理設備の能力 年間約4500m³の処理能力を有する。</p> <p>(「障害対策書 9. 周辺環境への影響の評価」より移動)</p> <p>9.2 放射性液体廃棄物による影響</p> <p>放射性液体廃棄物は、サンプリングし、廃棄物中の核種別の放射性物質濃度を測定し科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下であることを確認後、██████の排水ボンドへ送り、██████の排水ボンドへ送り、専用排水管を経て海へ放出するので周辺環境への影響は十分に小さい。</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ② 記載の適正化(2) 4) 放射性液体廃棄物は、サンプリングし、廃棄物中の核種別の放射性物質濃度を測定し科学技術庁告示第20号第9条に定められた濃度限度以下であることを確認後、██████の排水ボンドへ送り、██████の排水ボンドへ送り、専用排水管を経て海へ放出するので周辺環境への影響は十分に小さい。

【燃料ホットラグ施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 7. 固体廃棄物の管理」より移動)</p> <p><u>7. 固体廃棄物の管理</u></p> <p><u>7.1 概要</u></p> <p>本施設で発生する放射性固体廃棄物は、低レベル（A）及び低レベル（B）に分類し、プール水中、保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫で保管する。</p> <p>低レベル（A）は、2.0ℓ 廃棄物容器の表面の総量が 2 m Sv/h 以上のもの、低レベル（B）は、表面の総量が 2 m Sv/h 以下のものとする。</p> <p>固体廃棄物処理系統図を図1.2-1～2.3に示す。</p> <p><u>固体廃棄物処理系統図を図1.2-1に示す。</u></p> <p><u>7.2 年間発生量及び処理設備の能力</u></p> <p>1) 固体廃棄物の発生量</p> <p>本施設における固体廃棄物の年間発生予想量は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① [低レベル（A）]： 約 0.6 m³ (2.0ℓ 容器 約 3.0 本相当) ② [低レベル（B）]： 約 2.0 m³ (2.0ℓ 缶 約 1.0 本相当) <p>2) 固体廃棄物の保管能力</p> <p>保管庫及びプールにおける固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A）： 最大約 4 m³ (2.0ℓ 容器 約 2.0 本相当) ② 低レベル（B）： 最大約 2.20 m³ (2.0ℓ 缶 約 1.1 本相当) <p>第2保管庫における固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A）： 最大約 1.2, 6 m³ (2.0ℓ 容器 約 6.3 本相当 (鉄道罐容器 30 基)) ② 低レベル（B）： 最大約 4.0 m³ (2.0ℓ 缶 約 2.0 本相当) <p>3) 固体廃棄物の処理</p> <p>本施設で発生する固体廃棄物の処理方法は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A） 固体廃棄物は、容器に封入しプール水中に保管し、その後計画的に鉄道罐容器に収納 (最大 2.1 本 / 鉄道罐容器) して第2保管庫に保管する。 ② 2.0ℓ ドラム缶表面の総量が 0, 5 m Sv/h 以下の低レベル（B） 固体廃棄物は、廃棄物保管室まで 2.0ℓ ドラム缶に封入し保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。 ③ 2.0ℓ ドラム缶に収納した状態で表面の総量が 0, 5 m Sv/h を超えるような比較的総量の高い低レベル（B） 固体廃棄物は、2.0ℓ ドラム缶に封入し表面の総量を 0, 5 m Sv/h 以下にして保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。 	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p> <p>3. 固体廃棄物の管理</p> <p><u>3.1 概要</u></p> <p>本施設で発生する放射性固体廃棄物は、低レベル（A）及び低レベル（B）に分類し、プール水中、保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫で保管する。</p> <p>低レベル（A）は、2.0ℓ 廃棄物容器の表面の総量が 2 m Sv/h 以上のもの、低レベル（B）は、表面の総量が 2 m Sv/h 以下のものとする。</p> <p>固体廃棄物処理系統図を図1.2-1～2.3に示す。</p> <p><u>記載の適正化(2) 4</u></p> <p><u>記載の適正化(2) 4</u></p> <p>3.2 年間発生量及び処理設備の能力</p> <p>1) 固体廃棄物の発生量</p> <p>本施設における固体廃棄物の年間発生予想量は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① [低レベル（A）]： 約 0.6 m³ (2.0ℓ 容器 約 3.0 本相当) ② [低レベル（B）]： 約 2.0 m³ (2.0ℓ 缶 約 1.0 本相当) <p>2) 固体廃棄物の保管能力</p> <p>保管庫及びプールにおける固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A）： 最大約 4 m³ (2.0ℓ 容器 約 2.0 本相当) ② 低レベル（B）： 最大約 2.20 m³ (2.0ℓ 缶 約 1.1 本相当) <p>第2保管庫における固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A）： 最大約 1.2, 6 m³ (2.0ℓ 容器 約 6.3 本相当 (鉄道罐容器 30 基)) ② 低レベル（B）： 最大約 4.0 m³ (2.0ℓ 缶 約 2.0 本相当) <p>3) 固体廃棄物の処理</p> <p>本施設で発生する固体廃棄物の処理方法は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低レベル（A） 固体廃棄物は、容器に封入しプール水中に保管し、その後計画的に鉄道罐容器に収納 (最大 2.1 本 / 鉄道罐容器) して第2保管庫に保管する。 ② 2.0ℓ ドラム缶表面の総量が 0, 5 m Sv/h 以下の低レベル（B） 固体廃棄物は、廃棄物保管室まで 2.0ℓ ドラム缶に封入し保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。 ③ 2.0ℓ ドラム缶に収納した状態で表面の総量が 0, 5 m Sv/h を超えるような比較的総量の高い低レベル（B） 固体廃棄物は、2.0ℓ ドラム缶に封入し表面の総量を 0, 5 m Sv/h 以下にして保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。 	F 1.2-1-5.3

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>なお、保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫内の作業は、廃棄物の搬入作業で3～4回／年程度の頻度であり、また1回あたりの作業時間も1時間程度と短いことから、従事者の外部被ばくは特に問題とならない。</p>	<p>なお、保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫内の作業は、廃棄物の搬入作業で3～4回／年程度の頻度であり、また1回あたりの作業時間も1時間程度と短いことから、従事者の外部被ばくは特に問題とならない。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(「障害対策書 8. 放射線管理」より移動)</p> <p><u>8. 放射線管理</u></p> <p><u>8. 1 概要</u></p> <p>本施設においては、従事者等の放射線による被ばく量が法令で定める線量限度を超えないよう監視するとともに不必要な被ばくを避け、各人の被曝をできるだけ低く保つため以下のようない放射線管理を行う。</p> <p><u>8. 2 管理区域の管理</u></p> <p>管理区域の線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）、空気中放射性物質濃度等は、次により測定監視する。</p> <p>1) 線量の測定</p> <p>特定位置の線量は、<u>エ線エリヤモニタ</u>により連続監視する。</p> <p>その他必要箇所の線量は、<u>サーベイメータ</u>により定期的又は必要に応じて測定する。</p> <p>2) 表面密度の測定</p> <p>表面密度検査用サーベイメータ又はスマヤ法により各作業場所を定期的に測定する。</p> <p>又、表面汚染を生じたときは又は恐れのあるときは、随時測定する。</p> <p>管理区域の出入口には、ハンドフットクロスモニタ及び表面密度検査用サーベイメータを配置し、管理区域から退出する従事者等の身体、衣服及び持ち出し物品の表面密度を測定する。</p> <p>3) 空気中放射性物質濃度の測定</p> <p>管理区域内各所に設置したエアスニファ装置により空気中の塵埃を捕集し測定する。</p> <p>又、空気汚染の発生する恐れがあると予想される作業場所に室内ダストモニタを配置し連続測定監視する。</p> <p>4) 魔液中の放射性物質濃度の測定</p> <p>魔液貯留槽の魔液に含まれる放射性物質の濃度は、サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>5) ブール水中の放射性物質濃度の測定</p> <p>ブール水中の放射性物質の濃度は、定期的にサンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>さらに燃料の受入及び取扱時は、その都度サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p>	<p><u>1.2-1-9 監視設備</u></p> <p><u>1.概要</u></p> <p>本施設においては、従事者等の放射線による被ばく量が法令で定める線量限度を超えないよう監視するとともに不必要な被ばくを避け、各人の被曝をできるだけ低く保つため以下のようない放射線管理を行う。</p> <p><u>2.管理区域の管理</u></p> <p>空気中放射性物質濃度等は、次により測定監視する。</p> <p>1) 線量の測定</p> <p>特定位置の線量は、<u>エ線エリヤモニタ</u>により連続監視する。</p> <p>その他必要箇所の線量は、<u>サーベイメータ</u>により定期的又は必要に応じて測定する。</p> <p>2) 表面密度の測定</p> <p>表面密度検査用サーベイメータ又はスマヤ法により各作業場所を定期的に測定する。</p> <p>又、表面汚染を生じたときは又は恐れのあるときは、随時測定する。</p> <p>管理区域の出入口には、ハンドフットクロスモニタ及び表面密度検査用サーベイメータを配置し、管理区域から退出する従事者等の身体、衣服及び持ち出し物品の表面密度を測定する。</p> <p>3) 空気中放射性物質濃度の測定</p> <p>管理区域内各所に設置したエアスニファ装置により空気中の塵埃を捕集し測定する。</p> <p>又、空気汚染の発生する恐れがあると予想される作業場所に室内ダストモニタを配置し連続測定監視する。</p> <p>4) 魔液中の放射性物質濃度の測定</p> <p>魔液貯留槽の魔液に含まれる放射性物質の濃度は、サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>5) ブール水中の放射性物質濃度の測定</p> <p>ブール水中の放射性物質の濃度は、定期的にサンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>さらに燃料の受入及び取扱時は、その都度サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) ② 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) ③ ④ 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>
		F 1.2-1-5

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>8.3 排気及び魔水の管理</p> <p>施設外へ放出する気体排氣物の放射性物質濃度は、排気ダスト・ガスマニタにより連続監視する。</p> <p>液体廃棄物は、排水に先立ち魔水のサンプリングをし放射性物質濃度を測定する。</p> <p>4.従事者等の被ばく管理</p> <p>従事者等の外部被曝については、熱量光線量計及び作業内容に応じて、ポケット線量計、警報付線量計等の放射線測定器を使用し、定期的又は必要に応じ測定評価する。</p> <p>放射性物質を体内に摂取する恐れのある作業に従事する従事者に対しては、定期的又は必要に応じて尿検査及び空気中放射性物質濃度測定結果等により内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>5.環境管理</p> <p>周辺監視区域付近の線量は、定期的に測定する。</p>	<p>3. 排気及び魔水の管理</p> <p>施設外へ放出する気体排氣物の放射性物質濃度は、排気ダスト・ガスマニタにより連続監視する。</p> <p>液体廃棄物は、排水に先立ち魔水のサンプリングをし放射性物質濃度を測定する。</p> <p>4. 従事者等の被ばく管理</p> <p>従事者等の外部被曝については、熱量光線量計及び作業内容に応じて、ポケット線量計、警報付線量計等の放射線測定器を使用し、定期的又は必要に応じ測定評価する。</p> <p>放射性物質を体内に摂取する恐れのある作業に従事する従事者に対しては、定期的又は必要に応じて尿検査及び空気中放射性物質濃度測定結果等により内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>5. 環境管理</p> <p>周辺監視区域付近の線量は、定期的に測定する。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3 ② 記載の適正化(2) 4)</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>1.2-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明 (記載なし)</p> <p>直 且次</p> <p>1.2-2-1 安全上重要な施設の有無について F 1.2-2-1 1.2-2-2 設計評価事故時の放射線監査の防止 F 1.2-2-2</p>		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 ②</p>

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
(記載なし)	<p>1.2-2-1 安全上重要な施設の有無について 「核燃料物質の使用に係る新許可基準の施行に伴う報告の提出について（指示）（平成25年12月18日 付け原規発第1311276号）」の要請を受け、当施設における安全上重要な施設（以下「安全上重要な施設」）の特定に ついては平成26年12月17日付けを待って報告を行つており、安全上重要な施設に係る外的要象を考慮した西菅所に ついて平成27年9月30日付で、追加の検討書を平成28年6月16日付けて提出している。 その後、当施設内に新規導入した施設・設備がなく、貯蔵施設における最大取扱量に変更がないことから、 当事業所に安全上重要な施設はない。</p>	<p>安全上重要な施設が特定さ れないことを明確化(2) ③</p>

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>〔安全対策書 9. 最大想定事故における周辺への影響〕より移動</p> <p>9. 最大想定事故における周辺への影響</p> <p>1) 概要</p> <p>本施設は、既述のとおり建家、プール、セル、内装設備及び機器について火災、爆発臨界、停電、誤操作等によっても事故が起こりないように設計・建設する。</p> <p>更に保安規定等により安全対策を厳重に講ずるので、事故の発生の可能性は極めて少ない。</p> <p>しかし万一これらの事故が発生し、建家外に放射性物質を放出した場合を想定し一般公衆に対する被曝量を評価する。</p> <p>2) 想定事故の選定</p> <p>想定される事故のうち爆発事故は、その要因となる爆発性ガス及び液体は使用しないので起こらない。</p> <p>臨界事故は、質量制限等により管理しているので事故は起こらない。</p> <p>地震に対して、十分な耐震設計を行っているので問題はない。</p> <p>停電については、非常用電源設備を有し、保安上重要な機器の機能が維持できるようになっている。</p> <p>なお、本施設で想定される事故としては、プール内で燃料集合体を取扱中に誤って落させ燃料棒を破損に至らしめること、並びに、乾式貯蔵試験における想定事故として下記4項目の事象が考えられる。</p> <p>(a)乾燥作業ミスによる試験容器内異常乾燥時の試験容器の構成部材及び燃料被覆管の温度上昇</p> <p>(b)電源喪失による建屋給排水系機能喪失時の試験容器の構成部材及び燃料被覆管の温度上昇</p> <p>(c)クレーン作業における試験容器の床面落下降時の試験容器損傷</p> <p>(d)想定外地震における試験容器の床面転倒時の試験容器損傷</p> <p>上記4項目の事象に対し、(a)及び(b)については、当該試験容器内に燃料集合体2体取扱時のそれぞれの温度評価を行った結果、前者については試験容器の構成部材及び燃料被覆管が制限温度に達しないこと、後者については試験容器の構成部材及び燃料被覆管が制限温度に達するまでには建屋給排水口の開放や電源復旧が十分可能であることを確認し、(c)及び(d)については、試験容器蓋部の密封性に關わる強度評価を行った結果、蓋部の閉じ込め機能の健全性は確保され、内部の放射性物質の外部への放出はないことを確認しており、乾式貯蔵試験に対する一般公衆への安全性は十分に確保されている。</p> <p>従つて、本施設で想定される事故は、プール内で燃料集合体を取扱中に誤って落させ燃料棒を破損に至らしめることとした。</p>	<p>1.2-2-2 設計評価事故時の放射線遮蔽の防止</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2) 記載の適正化(2) 4</p> <p>本施設は、既述のとおり建家、プール、セル、内装設備及び機器について火災、爆発臨界、停電、誤操作等によっても事故が起こりないように設計・建設する。</p> <p>更に保安規定等により安全対策を厳重に講ずるので、事故の発生の可能性は極めて少ない。</p> <p>しかし万一これらの事故が発生し、建家外に放射性物質を放出した場合を想定し一般公衆に対する被曝量を評価する。</p> <p>2) 想定事故の選定</p> <p>想定される事故のうち爆発事故は、その要因となる爆発性ガス及び液体は使用しないので起こらない。</p> <p>臨界事故は、質量制限等により管理しているので事故は起こらない。</p> <p>地震に対して、十分な耐震設計を行っているので問題はない。</p> <p>停電については、非常用電源設備を有し、保安上重要な機器の機能が維持できるようになっている。</p> <p>なお、本施設で想定される事故としては、プール内で燃料集合体を取扱中に誤って落させ燃料棒を破損に至らしめること、並びに、乾式貯蔵試験における想定事故として下記4項目の事象が考えられる。</p> <p>(a)乾燥作業ミスによる試験容器内異常乾燥時の試験容器の構成部材及び燃料被覆管の温度上昇</p> <p>(b)電源喪失による建屋給排水系機能喪失時の試験容器の構成部材及び燃料被覆管の温度上昇</p> <p>(c)クレーン作業における試験容器の床面落下降時の試験容器損傷</p> <p>(d)想定外地震における試験容器の床面転倒時の試験容器損傷</p> <p>上記4項目の事象に対し、(a)及び(b)については、当該試験容器内に燃料集合体2体取扱時のそれぞれの温度評価を行った結果、前者については試験容器の構成部材及び燃料被覆管が制限温度に達しないこと、後者については試験容器の構成部材及び燃料被覆管が制限温度に達するまでには建屋給排水口の開放や電源復旧が十分可能であることを確認し、(c)及び(d)については、試験容器蓋部の密封性に關わる強度評価を行った結果、蓋部の閉じ込め機能の健全性は確保され、内部の放射性物質の外部への放出はないことを確認しており、乾式貯蔵試験に対する一般公衆への安全性は十分に確保されている。</p> <p>従つて、本施設で想定される事故は、プール内で燃料集合体を取扱中に誤って落させ燃料棒を破損に至らしめることとした。</p>	<p>F 1.2-2-2-2</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由																								
<p>3) 最大想定事故の検討</p> <p>(1) 放出条件</p> <p>プール内で燃料集合体を貯蔵中、誤って落らせ燃料棒を全数破損に至らしめ安表9-1に示す核分裂生成ガスの全量が、燃料の破損と同時にプール水中から1時間で本施設の排気設備を通して排気筒（地上高約4.0m）から放出されると考える。</p> <p>なお固体放射性物質は、プール水中に懸濁または沈降するため、プール水中から外への飛散は起こらない。</p> <p>3) 最大想定事故の検討</p> <p>(1) 放出条件</p> <p>プール内で燃料集合体を貯蔵中、誤って落らせ燃料棒を全数破損に至らしめ安表1.2-2-1に示す核分裂生成ガスの全量が、燃料の破損と同時にプール水中から1時間で本施設の排気設備を通して排気筒（地上高約4.0m）から放出されると考える。</p> <p>なお固体放射性物質は、プール水中に懸濁または沈降するため、プール水中から外への飛散は起こらない。</p>	<p>安表9-1 核分裂生成ガス放出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>ガス放出量 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>$1 \cdot 6 \times 10^{13}$</td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>$2 \cdot 8 \times 10^{14}$</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>$9 \cdot 6 \times 10^8$</td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td>$4 \cdot 8 \times 10^2$</td> </tr> <tr> <td>Xe-131m</td> <td>$4 \cdot 4 \times 10^5$</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、集合体は、核分裂生成物量の最も多い□型について次の条件を想定した。</p> <p>(イ) 冷却期間は1.2ヶ月 (ロ) 燃焼度は5.60.0 OMWd / t (ハ) 濃縮度は5%U-2.35</p> <p>安表1.2-2-1 核分裂生成ガス放出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>ガス放出量 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>$1 \cdot 6 \times 10^{13}$</td> </tr> <tr> <td>Kr-85</td> <td>$2 \cdot 8 \times 10^{14}$</td> </tr> <tr> <td>I-129</td> <td>$9 \cdot 6 \times 10^8$</td> </tr> <tr> <td>I-131</td> <td>$4 \cdot 8 \times 10^2$</td> </tr> <tr> <td>Xe-131m</td> <td>$4 \cdot 4 \times 10^5$</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、集合体は、核分裂生成物量の最も多い□型について次の条件を想定した。</p> <p>(イ) 冷却期間は1.2ヶ月 (ロ) 燃焼度は5.60.0 OMWd / t (ハ) 濃縮度は5%U-2.35</p>	核種	ガス放出量 (Bq)	H-3	$1 \cdot 6 \times 10^{13}$	Kr-85	$2 \cdot 8 \times 10^{14}$	I-129	$9 \cdot 6 \times 10^8$	I-131	$4 \cdot 8 \times 10^2$	Xe-131m	$4 \cdot 4 \times 10^5$	核種	ガス放出量 (Bq)	H-3	$1 \cdot 6 \times 10^{13}$	Kr-85	$2 \cdot 8 \times 10^{14}$	I-129	$9 \cdot 6 \times 10^8$	I-131	$4 \cdot 8 \times 10^2$	Xe-131m	$4 \cdot 4 \times 10^5$	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る（2）3）②</p> <p>記載の適正化(2)4)</p> <p>記載の適正化(2)4)</p> <p>評価計算に用いる気象条件は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針について」で分類される大気安定度Aで、平均風速を平常運転時の2m/sに対して安全側を考え1m/sとし、想定事故時の放出総時間中の風向を一定と仮定する。</p> <p>又、放出の条件は放出高さ4.0mで建家の影響なしとする。</p> <p>□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>
核種	ガス放出量 (Bq)																									
H-3	$1 \cdot 6 \times 10^{13}$																									
Kr-85	$2 \cdot 8 \times 10^{14}$																									
I-129	$9 \cdot 6 \times 10^8$																									
I-131	$4 \cdot 8 \times 10^2$																									
Xe-131m	$4 \cdot 4 \times 10^5$																									
核種	ガス放出量 (Bq)																									
H-3	$1 \cdot 6 \times 10^{13}$																									
Kr-85	$2 \cdot 8 \times 10^{14}$																									
I-129	$9 \cdot 6 \times 10^8$																									
I-131	$4 \cdot 8 \times 10^2$																									
Xe-131m	$4 \cdot 4 \times 10^5$																									

【燃料ホットラグ施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>(3) 練量計算</p> <p>被ばく評価は、<u>上線</u>からの外部被ばくに起因する実効線量及び呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量をそれぞれ求め合算した結果でおこなう。</p> <p>① 放射性雲の<u>上線</u>からの外部被ばくに起因する実効線量</p> <p>計算地点における空気吸収線量率は、次式から求めらる。</p> $D = K_1 \cdot E \cdot \mu_a \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \exp \left(-\frac{\mu}{4 \pi r^2} \right) \cdot B(\mu r) \cdot x(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z}) d\dot{x} d\dot{y} d\dot{z}$ <p>D : 計算地点 $(x, y, 0)$における空気吸収線量率 ($\mu \text{ Gy/h}$)</p> <p>K_1 : 空気吸収線量率への換算係数 $\left(\frac{\text{d i s} \cdot \text{m}^3}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$</p> <p>E : <u>上線</u>の実効エネルギー (MeV/d i s)</p> <p>μ_a : 空気にに対する<u>上線</u>の真吸収係数 (m^{-1})</p> <p>μ : 空気にに対する<u>ガンマ</u>線の全吸収係数 (m^{-1})</p> <p>r : 放射性雲中の $(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$ から計算地点 $(x, y, 0)$までの距離 (m)</p> <p>B(μr) : 空気に対する<u>上線</u>の再生係数</p> <p>$x(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$: 放射性雲中の点 $(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$における濃度 ($\text{Bq/m}^3$)</p> <p>ただし、$B(\mu r)$ は、次式から求めるものとする。</p> $B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$ <p>計算地点における実効線量は次式に放出時間乗じて求める。</p> $H_\gamma = K_2 \cdot f_h \cdot f_o \cdot D$ <p>H_γ : 計算地点における実効線量 ($\mu \text{ Sv/h}$)</p> <p>K_2 : 空気吸収線量から実効線量への換算係数 ($\mu \text{ Sv}/\mu \text{ Gy}$)</p> <p>$f_h$: 家屋の遮蔽係数</p> <p>f_o : 居住係数</p> <p>D : 計算地点における空気吸収線量率 ($\mu \text{ Gy/h}$)</p>	<p>(3) 練量計算</p> <p>被ばく評価は、<u>上線</u>からの外部被ばくに起因する実効線量及び呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量をそれぞれ求め合算した結果でおこなう。</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>① 放射性雲の<u>上線</u>からの外部被ばくに起因する実効線量</p> <p>計算地点における空気吸収線量率は、次式から求めらる。</p> $D = K_1 \cdot E \cdot \mu_a \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \int_{\frac{r}{2}}^{\infty} \exp \left(-\frac{\mu}{4 \pi r^2} \right) \cdot B(\mu r) \cdot x(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z}) d\dot{x} d\dot{y} d\dot{z}$ <p>D : 計算地点 $(x, y, 0)$における空気吸収線量率 ($\mu \text{ Gy/h}$)</p> <p>K_1 : 空気吸収線量率への換算係数 $\left(\frac{\text{d i s} \cdot \text{m}^3}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$</p> <p>E : <u>上線</u>の実効エネルギー (MeV/d i s)</p> <p>μ_a : 空気にに対する<u>上線</u>の真吸収係数 (m^{-1})</p> <p>μ : 空気にに対する<u>ガンマ</u>線の全吸収係数 (m^{-1})</p> <p>r : 放射性雲中の $(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$ から計算地点 $(x, y, 0)$までの距離 (m)</p> <p>B(μr) : 空気に対する<u>上線</u>の再生係数</p> <p>$x(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$: 放射性雲中の点 $(\dot{x}, \dot{y}, \dot{z})$における濃度 ($\text{Bq/m}^3$)</p> <p>ただし、$B(\mu r)$ は、次式から求めるものとする。</p> $B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$ <p>計算地点における実効線量は次式に放出時間乗じて求める。</p> $H_\gamma = K_2 \cdot f_h \cdot f_o \cdot D$ <p>H_γ : 計算地点における実効線量 ($\mu \text{ Sv/h}$)</p> <p>K_2 : 空気吸収線量から実効線量への換算係数 ($\mu \text{ Sv}/\mu \text{ Gy}$)</p> <p>$f_h$: 家屋の遮蔽係数</p> <p>f_o : 居住係数</p> <p>D : 計算地点における空気吸収線量率 ($\mu \text{ Gy/h}$)</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る</p> <p>(2) 3 (2)</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

【燃料ホットラグ施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>② 呼吸からの内部被ばくによる実効線量 内部被ばくによる実効線量を求めるにあたり、ます前記(1)、(2)の条件に基づき次式に放出時間に乗じて風下方向の地表空気中濃度を求める。</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi \cdot \alpha_y \cdot \alpha_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2 \alpha_z^2}\right)$ <p>χ/Q : 相対濃度 (s/m^3) α_y : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m) α_z : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m) U : 放出点における風速 (m/s) H : 放出高さ (m)</p> <p>次に最大濃度地点における呼吸からの内部被ばくによる実効線量は、次式に放出時間に乗じて求める。</p> $H_1 = \sum f_{ii} \cdot K_{ii} \cdot A_i$ <p>H_1 : 実効線量 (mSv) A_i : 核種<i>i</i>の呼吸摂取による年令補正係数 f_{ii} : 核種<i>i</i>の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ii} : 核種<i>i</i>の呼吸摂取による実効線量への換算係数 (mSv/Bq) A_i : 核種<i>i</i>の呼吸摂取率 ($Bq/cm^3/d$) M_i : 呼吸率 (cm^3/d) χ_i : 核種<i>i</i>の最大濃度地点における地表面空中濃度 (Bq/cm^3) $\text{パラメータの値 } M_i : 3 \times 10^7$ $\text{パラメータの値 } \chi_i : 1$ $f_{ii} : 1$ K_{ii}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入採取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(4) 計算結果 想定事故による最大実効線量を生じる地点は、<u>2</u>線からの実効線量の場合、放出源から約150mであり、又、呼吸からの実効線量の場合、放出源から約200mである。 実効線量の計算結果は、<u>表1.2-2-2</u>に示す。</p>	<p>② 呼吸からの内部被ばくに起因する実効線量 内部被ばくによる実効線量を求めるにあたり、ます前記(1)、(2)の条件に基づき次式に放出時間を乗じて風下方向の地表空気中濃度を求める。</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi \cdot \alpha_y \cdot \alpha_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2 \alpha_z^2}\right)$ <p>χ/Q : 相対濃度 (s/m^3) α_y : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m) α_z : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m) U : 放出点における風速 (m/s) H : 放出高さ (m)</p> <p>次に最大濃度地点における呼吸からの内部被ばくによる実効線量は、次式に放出時間に乗じて求める。</p> $H_1 = \sum f_{ii} \cdot K_{ii} \cdot A_i$ <p>H_1 : 実効線量 (mSv) A_i : 核種<i>i</i>の呼吸摂取による年令補正係数 f_{ii} : 核種<i>i</i>の呼吸摂取における年令補正係数 K_{ii} : 核種<i>i</i>の呼吸摂取による実効線量への換算係数 (mSv/Bq) A_i : 核種<i>i</i>の呼吸摂取率 ($Bq/cm^3/d$) M_i : 呼吸率 (cm^3/d) χ_i : 核種<i>i</i>の最大濃度地点における地表面空中濃度 (Bq/cm^3) $\text{パラメータの値 } M_i : 3 \times 10^7$ $\text{パラメータの値 } \chi_i : 1$ $f_{ii} : 1$ K_{ii}については、科学技術庁告示第20号別表第1中の吸入採取した場合の実効線量係数を使用する。</p> <p>(4) 計算結果 想定事故による最大実効線量を生じる地点は、<u>2</u>線からの実効線量の場合、放出源から約150mであり、又、呼吸からの実効線量の場合、放出源から約200mである。 実効線量の計算結果は、<u>表1.2-2-2</u>に示す。</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3 (2)</p> <p>記載の適正化(2) 4</p> <p>記載の適正化(2) 4</p>

下線は変更した部分を示す。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前				変更後				理由							
安共9-2 一般公衆に係る実効線量															
表1.2-2-2 一般公衆に係る実効線量															
既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る記載の適正化(2)②															
核種 実効線量 (μSv)															
核種 実効線量 (μSv)															
外部被ばく 内部被ばく 合計															
H-3	—	2. 4 × 10 ¹	2. 4 × 10 ¹												
Kr-85	1. 6 × 10 ⁰	—	1. 6 × 10 ⁰												
I-129	7. 6 × 10 ⁻⁶	3. 4 × 10 ⁻¹	3. 4 × 10 ⁻¹												
I-131	5. 0 × 10 ⁻¹⁰	3. 6 × 10 ⁻⁷	3. 6 × 10 ⁻⁷												
Xe-131m	3. 5 × 10 ⁻⁸	—	3. 5 × 10 ⁻⁸												
合計	1. 6 × 10 ⁰	2. 5 × 10 ¹	2. 7 × 10 ¹												

4) 隅辺への影響に対する評価

以上のように、事故時における一般公衆の実効線量の評価値は、十分な安全余裕度をもった条件を考慮しても小さく、一般公衆に対しての放射線被ばくによる「リスク」は小さいと判断できる。

4) 隅辺への影響に対する評価

以上のように、事故時における一般公衆の実効線量の評価値は、十分な安全余裕度をもった条件を考慮しても小さく、一般公衆に対する放射線被ばくによる「リスク」は小さいと判断できる。

安-9-5

F 1.2-2-6

1.1-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書（省略）

添付-1. 故障対策書

添付-2. 安全対策書

(事業所全体へ移動)
(削除)
(削除)

障 畜 添 付 図 面	変 更 前	変 更 後	理 由
図 目 次			
障図 3-1 セル断面図	セル断面図 (変更なし)	セル断面図 (変更なし)	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3) ②記載の適正化(2) 4)
障図 3-2 (1) セル内線源位置モデル (コンクリート遮蔽壁)	セル内線源位置モデル (コンクリート遮蔽壁) (変更なし)	セル内線源位置モデル (コンクリート遮蔽壁) (変更なし)	
障図 3-2 (2) セル内線源位置モデル (背面扉及びポート)	セル内線源位置モデル (背面扉及びポート) (変更なし)	セル内線源位置モデル (背面扉及びポート) (変更なし)	
障図 3-2 (3) ブール内線源位置モデル	ブール内線源位置モデル (変更なし)	ブール内線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-3 №.3 セル背面扉	№.3 セル背面扉 (変更なし)	№.3 セル背面扉 (変更なし)	
障図 3-4 №.2 セル試料出入ポート	ガス質量分析装置のガスクロマトグラフ部遮蔽体及び線源位置モデル (変更なし)	ガス質量分析装置のガスクロマトグラフ部遮蔽体及び線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-5 ガス質量分析装置のガスクロマトグラフ部遮蔽体及び線源位置モデル	ICP質量分析装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	ICP質量分析装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-6 ICP質量分析装置の概略及び線源位置モデル	プラグ部の補強遮蔽体 (変更なし)	プラグ部の補強遮蔽体 (変更なし)	
障図 3-7 プラグ部の補強遮蔽体	№.3 セル背面扉部の補強遮蔽体 (変更なし)	№.3 セル背面扉部の補強遮蔽体 (変更なし)	
障図 3-8 №.3 セル背面扉部の補強遮蔽体	水素分析装置の電気炉周辺部遮蔽体及び線源位置モデル (変更なし)	水素分析装置の電気炉周辺部遮蔽体及び線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-9 水素分析装置の電気炉周辺部遮蔽体及び線源位置モデル	試料移送装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	試料移送装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-10 試料移送装置の概略及び線源位置モデル	保管庫の危険物保管エリアの遮蔽計算モデル (変更なし)	保管庫の危険物保管エリアの遮蔽計算モデル (変更なし)	
障図 3-11 欠番	X線回折装置の概略及び線源位置モデル (その1)	X線回折装置の概略及び線源位置モデル (その1)	
障図 3-12 保管庫の危険物保管モデル	第2保管庫の遮蔽計算モデル (その1) (変更なし)	第2保管庫の遮蔽計算モデル (その1) (変更なし)	
障図 3-13 分析SEMの概略及び線源位置モデル	第2保管庫の遮蔽計算モデル (その2) (変更なし)	第2保管庫の遮蔽計算モデル (その2) (変更なし)	
障図 3-14 X線回折装置の概略及び線源位置モデル	熱的性質測定装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	熱的性質測定装置の概略及び線源位置モデル (変更なし)	
障図 3-15 第2保管庫の遮蔽計算モデル (その1)	乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算モデル (変更なし)	乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算モデル (変更なし)	
障図 3-16 第2保管庫の遮蔽計算モデル (その2)	排気処理系図 (変更なし)	排気処理系図 (変更なし)	
障図 3-17 热的性質測定装置の概略及び線源位置モデル	液体廃棄物処理系統図 (変更なし)	液体廃棄物処理系統図 (変更なし)	
障図 3-18 乾式貯蔵試験容器の遮蔽解析モデル	固体廃棄物処理系統図 (変更なし)	固体廃棄物処理系統図 (変更なし)	
障図 3-19 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算フロー	防火区画 (変更なし)	防火区画 (変更なし)	
障図 5-1 排気処理系統図			
障図 6-1 液体廃棄物処理系統図			
障図 7-1 固体廃棄物処理系統図			

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

図12-1-1 基本面図

図13-1 基本面図

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>図12-1-2 (2) 3) ② 既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る 記載の適正化(2) 4)</p> <p>図12-1-2 既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る 記載の適正化(2) 4)</p>

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

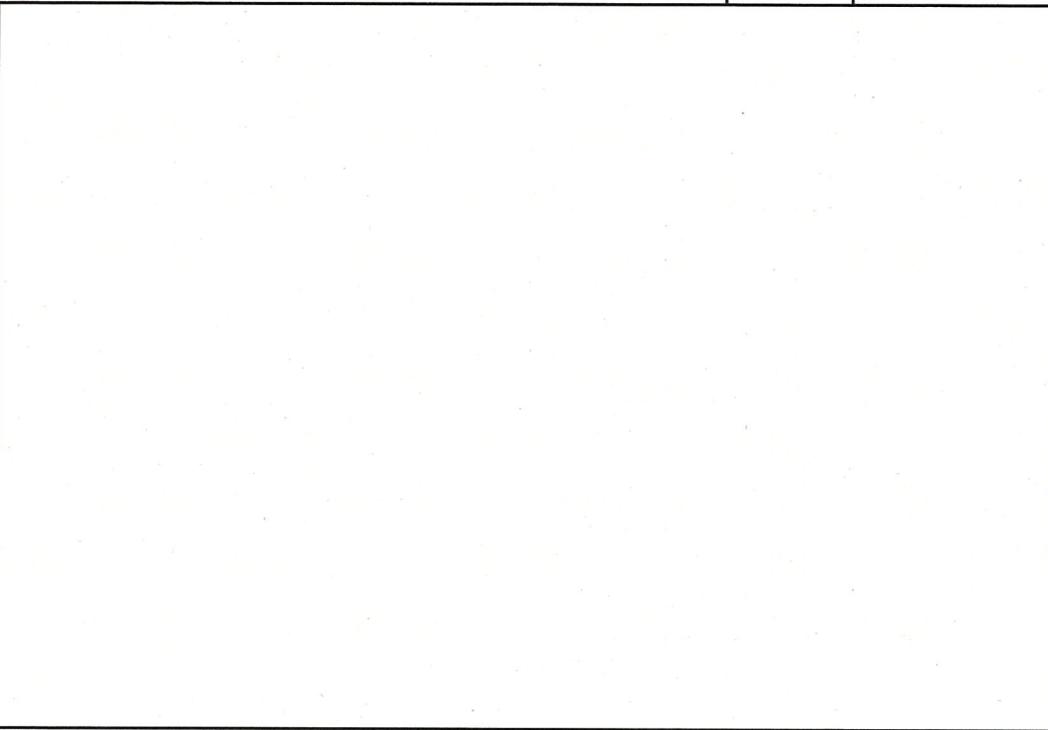
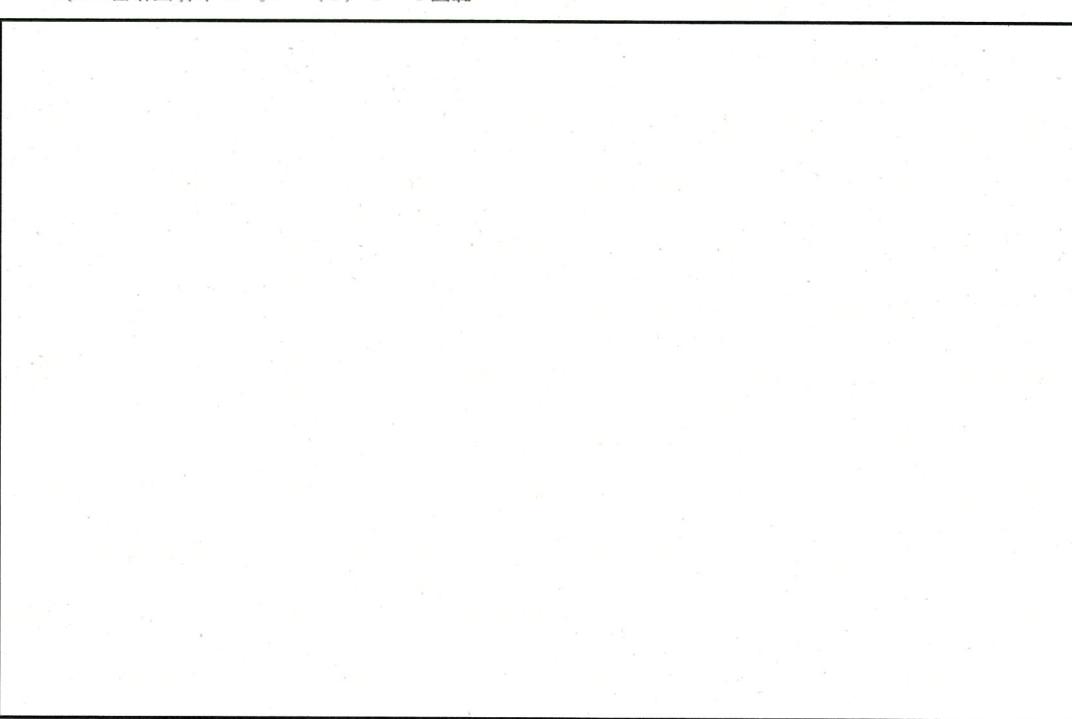
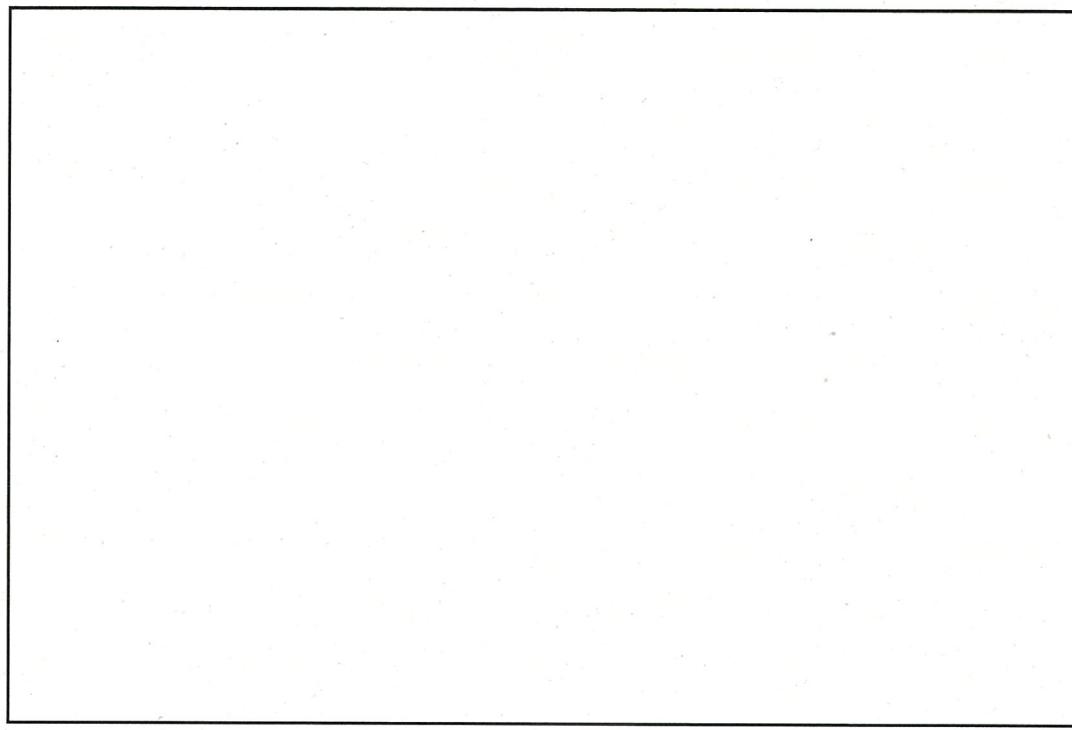
変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②</p> <p>記載の適正化(2) ④</p> <p>図12-1-3 本ルール基準位置表示図 (背面図及日本語)</p> 

図12-2-(2)
本ルール基準位置表示図
(背面図及日本語)

で囲った箇所は様式キーリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

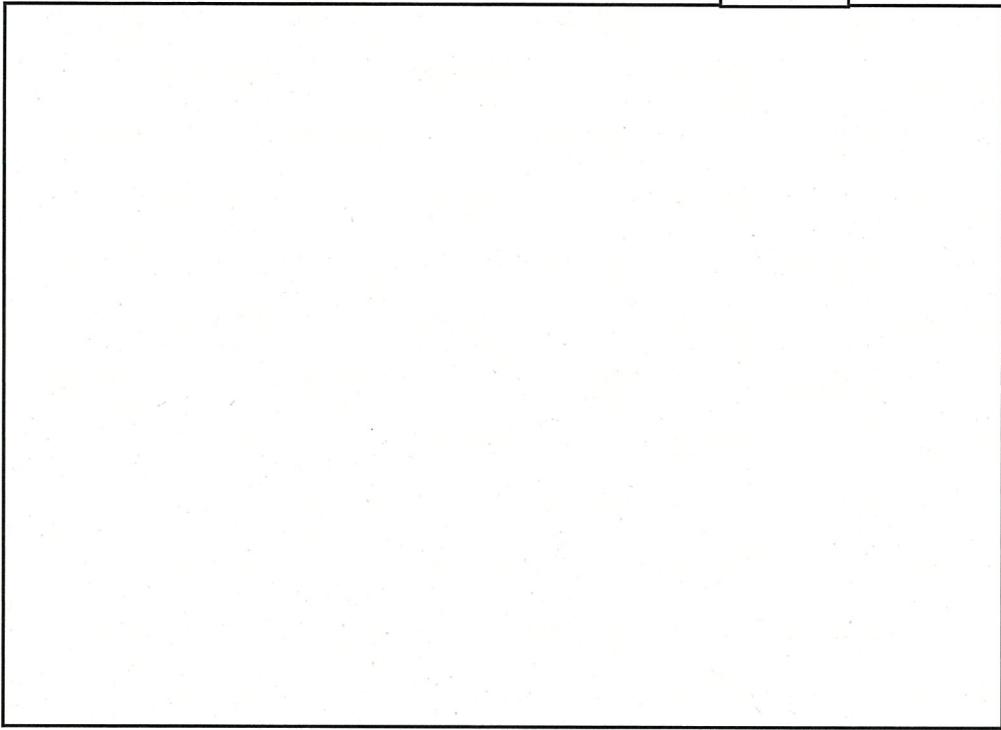
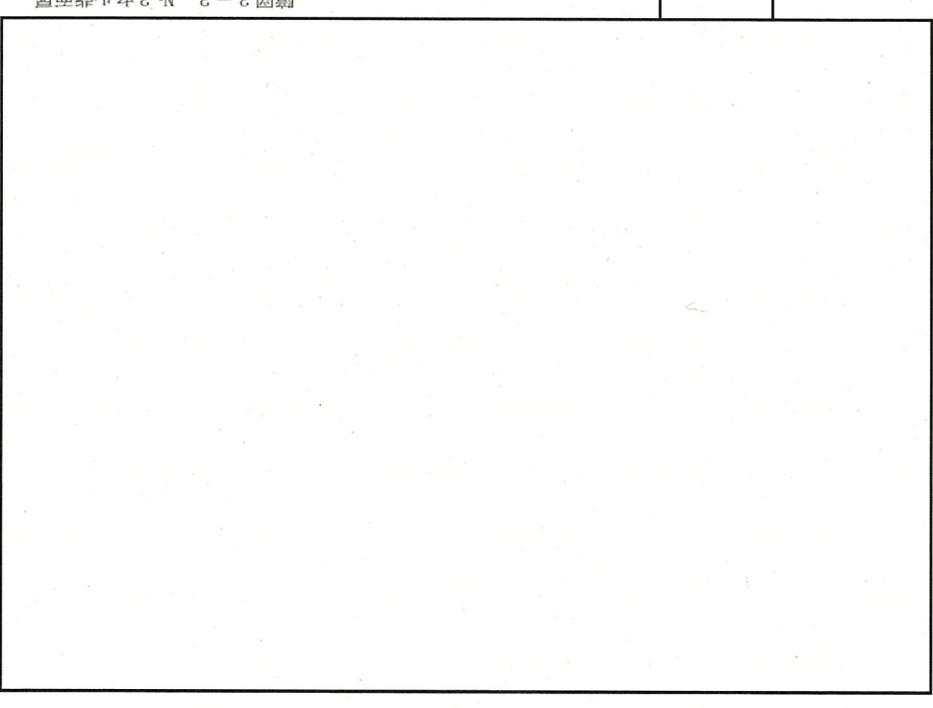
変更前	変更後	理由
		<p>図3-2(3) <u>内部機器位置図</u></p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

【燃料ホッパーが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ② 記載の適正化(2) 4) 図12-1-5 No.3 ホルダ面図  図3-3 No.3 ホルダ面図 

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p> <p>図12-1-6 No.2缶詰料出入口水一 輪図3-4 No.2缶詰料出入口水一</p>

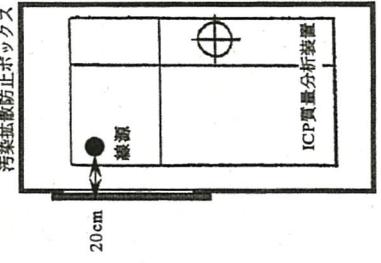
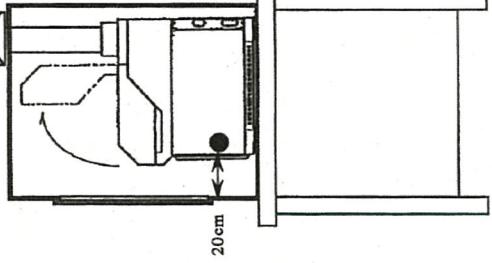
で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>

図 1.2-1-7 ガス質量分析装置のガスクロマト部遮蔽体
及び線源位置モデル

障図 3-5 ガス質量分析装置のガスクロマト部遮蔽体
及び線源位置モデル

変更前	変更後	理由
 <p>汚染遮蔽防止ボックス ICP質量分析装置 HEPA 平面図</p>	 <p>汚染遮蔽防止ボックス ICP質量分析装置 HEPA 平面図</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②

障団3-6 ICP質量分析装置の概略及び線源位置モデル

図1.2-1-8 ICP質量分析装置の概略及び線源位置モデル

記載の適正化(2) 4

【燃料ホッパが施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ② 記載の適正化(2) 4)

図12-1-9 増加部の構造変更図

図3-7 増加部の構造変更図

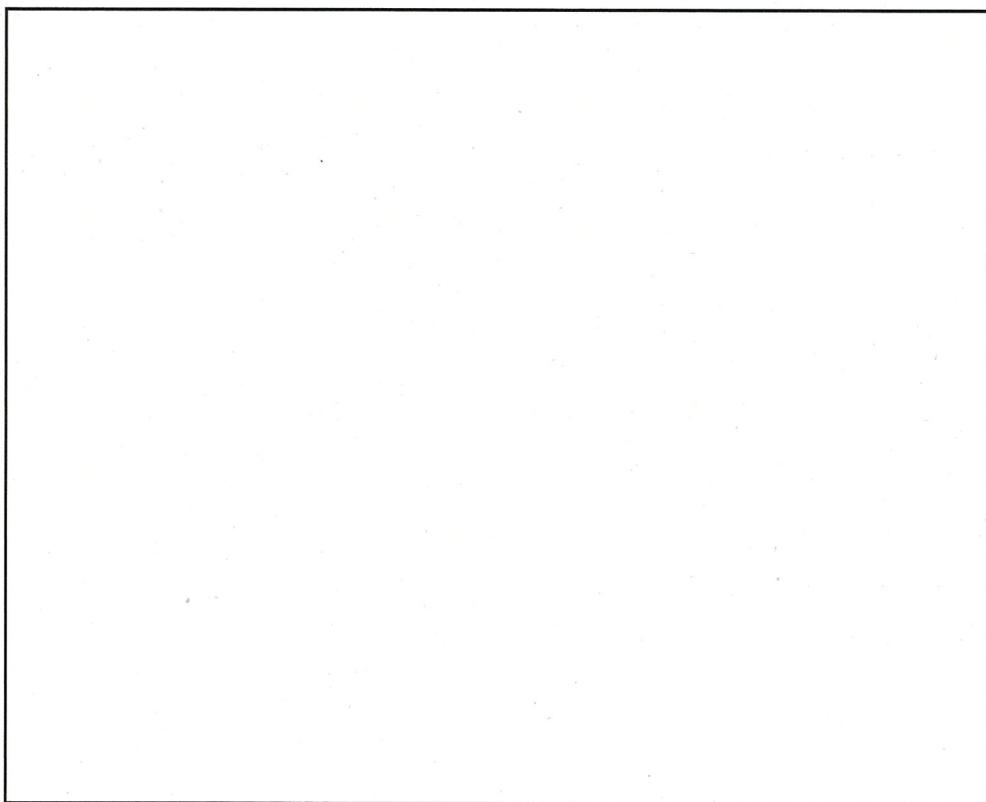
で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

図 3-8 No.3 バルブ面取部の補強遮蔽体



で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>平面図</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>	<p>平面図</p> <p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>

障図 3-9 水素分析装置の電気炉周辺部遮蔽体
及び線源位置モデル

図 1.2-1-1-1 水素分析装置の電気炉周辺部遮蔽体
及び線源位置モデル

記載の適正化(2) 4)

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②

図 12-1-10 製料移送装置の概略及び隕源位置平面図

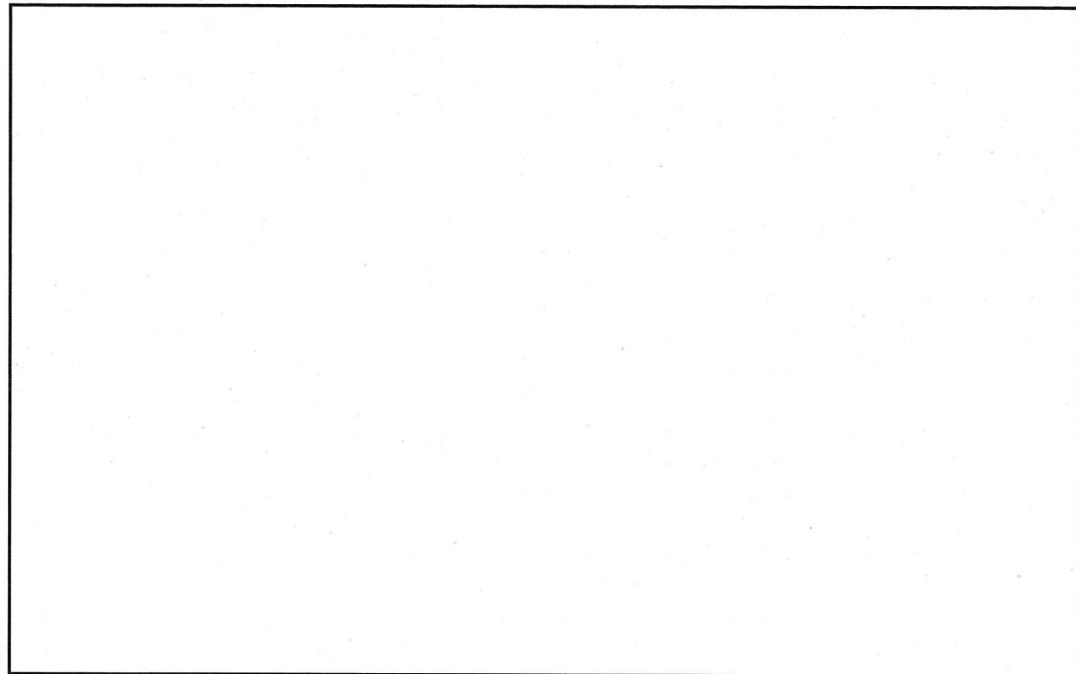


図 12-1-12 製料移送装置の概略及び隕源位置平面図

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後	理由
			既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②

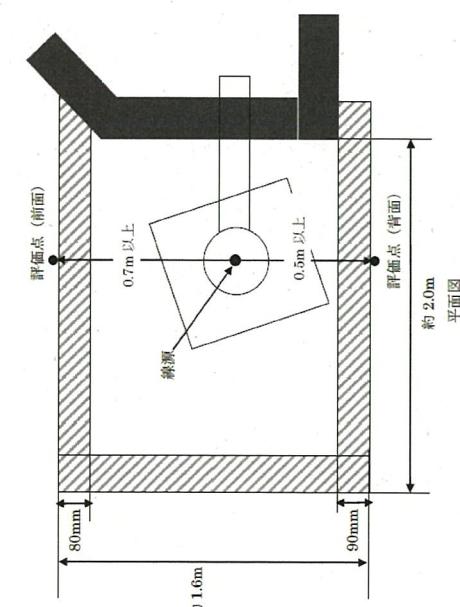
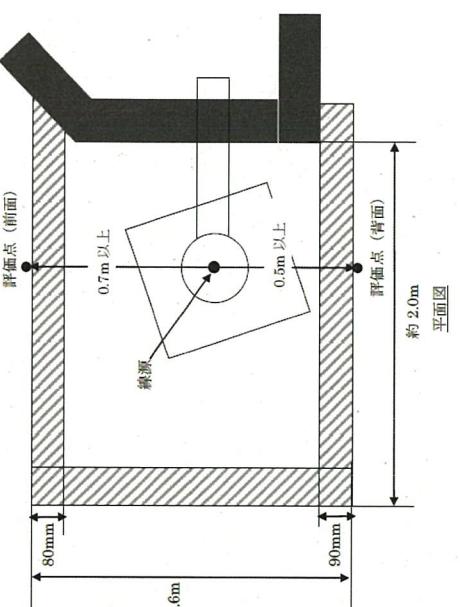
図12-1-1-3 場管事務機器保管工場の遮蔽計算手引

記載の適正化(2) 4)

図12-1-1-2 場管事務機器保管工場の遮蔽計算手引

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
 <p>評価点(前面) 評価点(側面) 評価点(背面)</p> <p>約1.6m 約2.0m 平面図</p>	 <p>評価点(前面) 評価点(側面) 評価点(背面)</p> <p>約1.6m 約2.0m 平面図</p>	既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ②

障図 3-1-3 分析 SEM の概略及び線源位置モデル

図 1.2-1-1-4 分析 SEM の概略及び線源位置モデル

記載の適正化(2) 4)

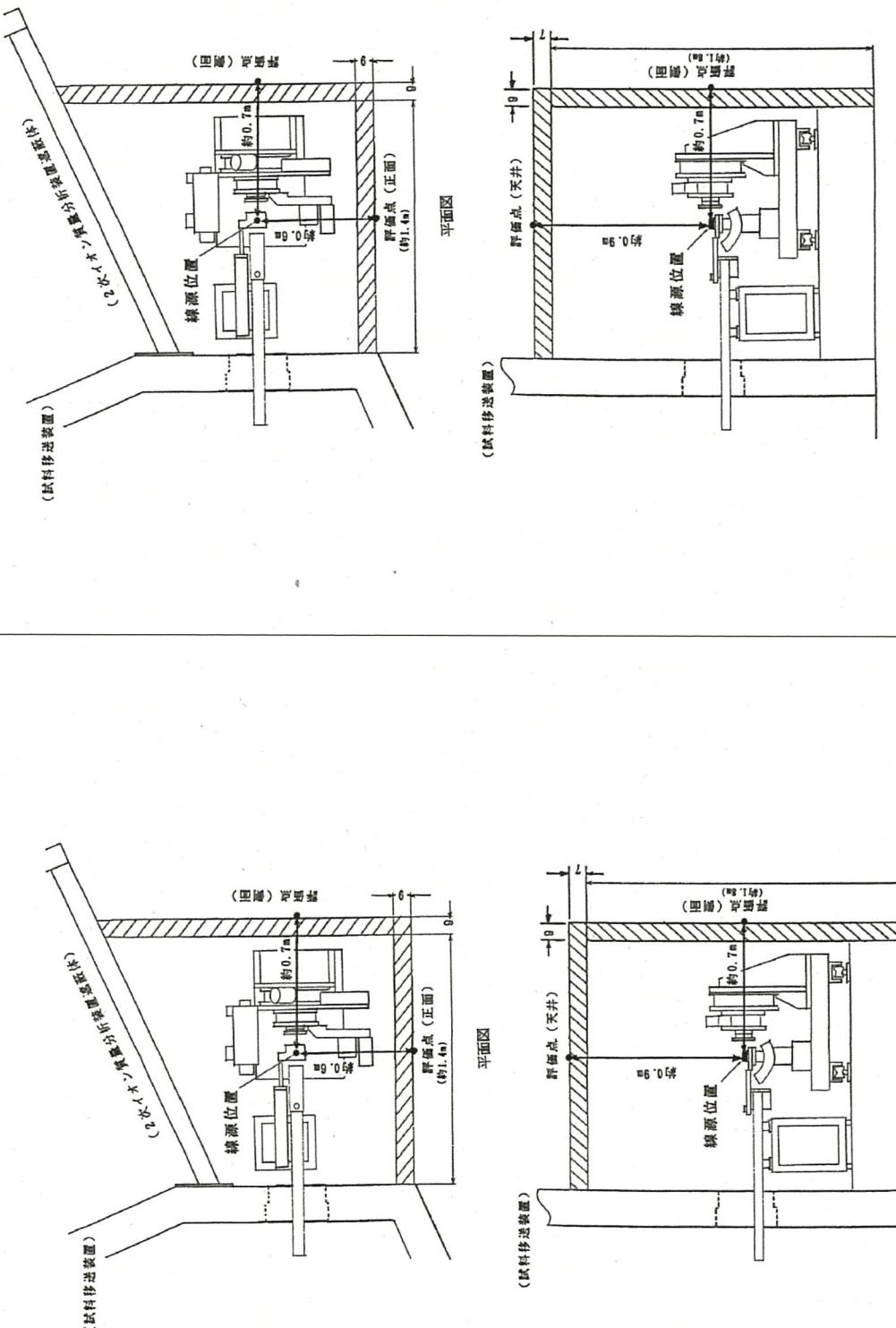
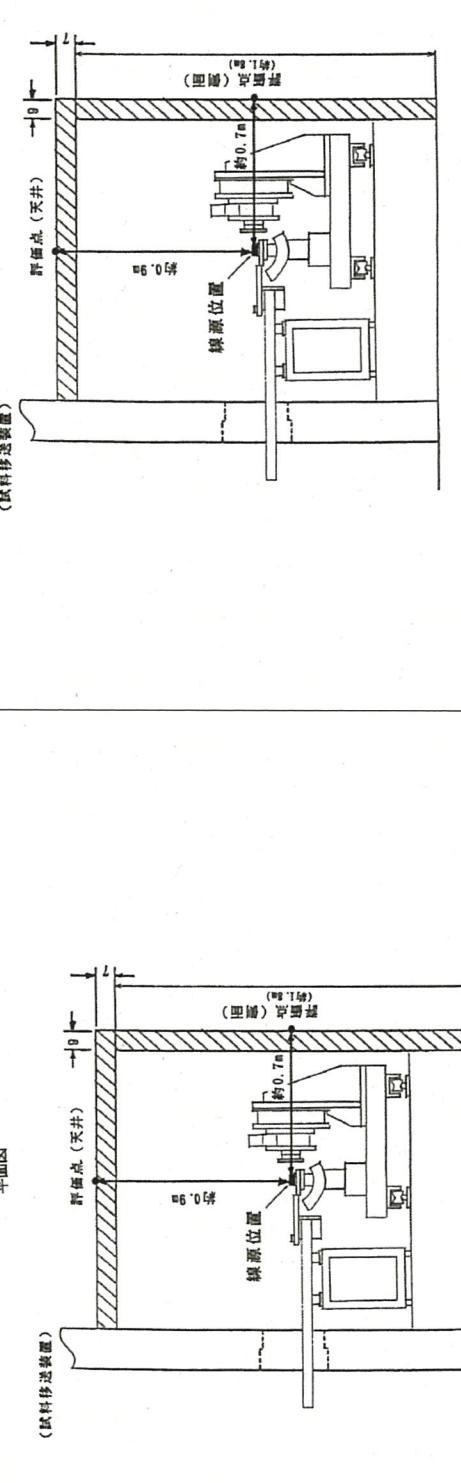
変更前	変更後	理由
<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②</p>  <p>(試料移送装置) (γ水素イオン質量分析装置遮蔽体)</p> <p>評価点 (天井) 評価点 (正面) 約0.7m 約0.6m 約1.4m 約1.4m 約0.7m 約0.7m</p> <p>線源位置 評価点 (正面) 約0.7m 約0.6m 約1.4m 約1.4m 約0.7m 約0.7m</p> <p>平面図 立面図</p>	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) ③ ②</p>  <p>(試料移送装置) (γ水素イオン質量分析装置遮蔽体)</p> <p>評価点 (天井) 評価点 (正面) 約0.7m 約0.6m 約1.4m 約1.4m 約0.7m 約0.7m</p> <p>線源位置 評価点 (正面) 約0.7m 約0.6m 約1.4m 約1.4m 約0.7m 約0.7m</p> <p>平面図 立面図</p>	<p>記載の適正化(2) ④</p>

図1.2-1-1-5 X線回折装置の概略及び線源位置モデル
（単位：cm）図1.2-1-1-5 X線回折装置の概略及び線源位置モデル
（単位：cm）

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p>

図12-1-16 第2保管庫の遮蔽計算電子化(乙〇1)

記載の適正化(2) 4)

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
		既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②

図3-16 第2保管庫の遮蔽計算モデル（その2）

図12-1-17 第2保管庫の遮蔽計算モデル（その2）

記載の適正化(2) 4)

で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

理由	変更後	変更前
既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3) ②	<p>図12-1-18 烟的性質測定装置の概略及び測源位置表示図</p> <p>The figure consists of two parts: a front view (前面図) and a top view (平面図). The front view shows a rectangular frame containing various components, with dimensions of 92cm height and 8cm depth. Labels include '試料供給装置' (sample supply device), '試験室 (天井)' (test room (ceiling)), and '煙の性質測定装置' (smoke property measurement device). The top view shows the same setup from above, with a total width of 11.6m and a height of 90.7m. Labels include '試料供給装置' (sample supply device), '煙の性質測定装置' (smoke property measurement device), and '測源位置' (source position). A note at the bottom right states '記載の適正化(2) 4)'.</p>	<p>図12-1-17 烟的性質測定装置の概略及び測源位置表示図</p> <p>The figure consists of two parts: a front view (前面図) and a top view (平面図). The front view shows a rectangular frame containing various components, with dimensions of 92cm height and 8cm depth. Labels include '試料供給装置' (sample supply device), '試験室 (天井)' (test room (ceiling)), and '煙の性質測定装置' (smoke property measurement device). The top view shows the same setup from above, with a total width of 11.6m and a height of 90.7m. Labels include '試料供給装置' (sample supply device), '煙の性質測定装置' (smoke property measurement device), and '測源位置' (source position).</p>

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

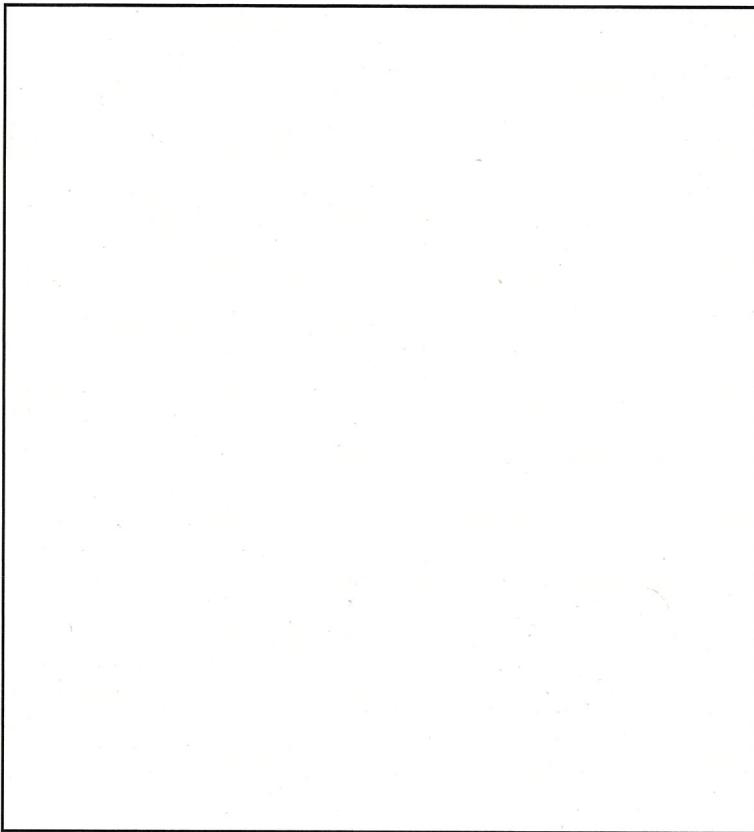
変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> 

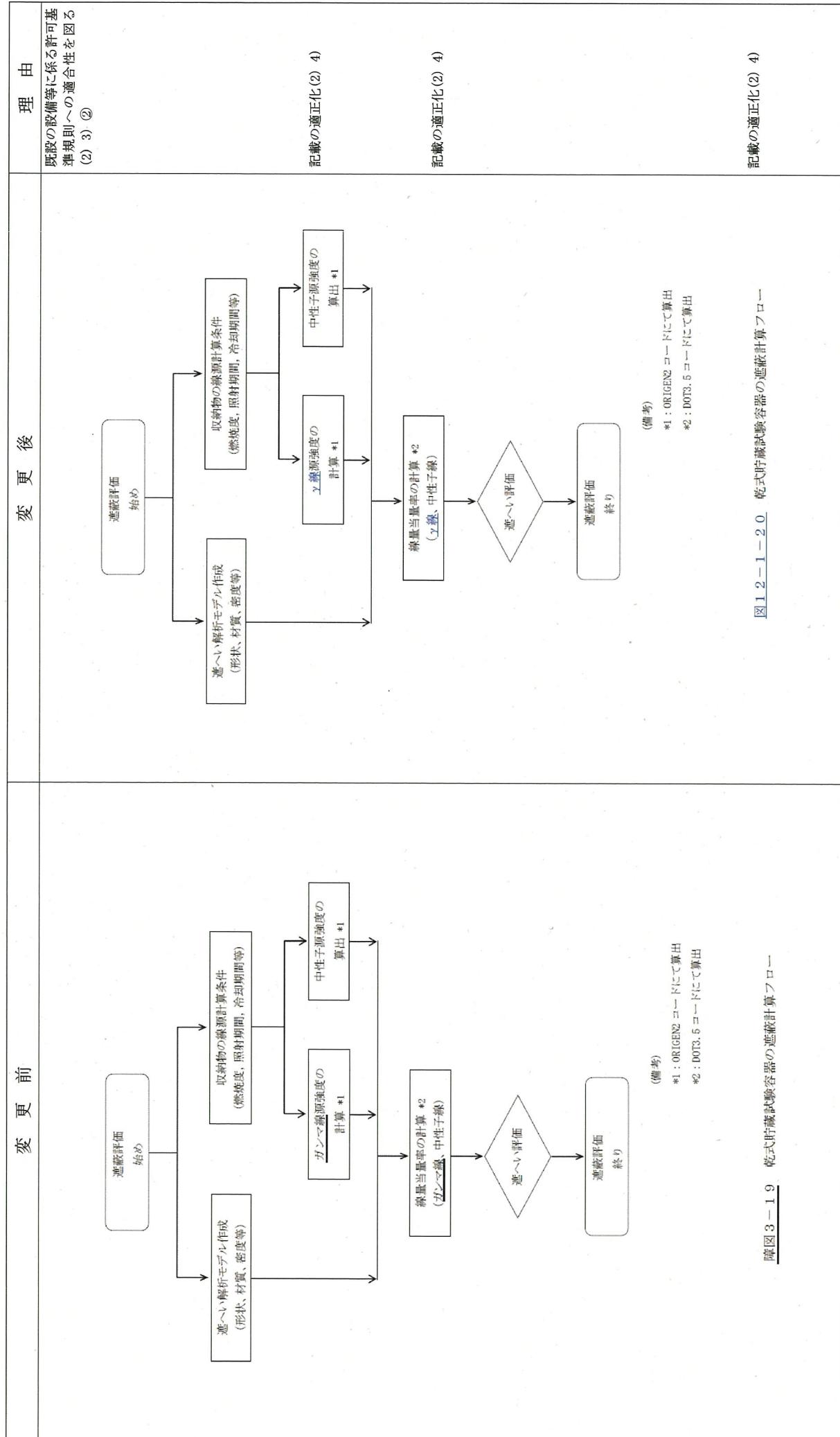
図3-18 乾式貯蔵試験容器の遮蔽解析モデル

図1.2-1-19 乾式貯蔵試験容器の遮蔽解析モデル

記載の適正化(2) 4)

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。





障団 3-1-9 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算フロー

図 1.2-1-2-0 乾式貯蔵試験容器の遮蔽計算フロー

理 由

既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る
(2) 3) ②

記載の適正化(2) 4)

変更後	図 12-1-21 排気処理系統図	(2) 3) ②
(2)		排気処理系統図
変更前	図 5-1 排気処理系統図	(2) 3) ②
(2)		排気処理系統図

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
	<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る(2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>	

図 12-1-22 液体廃棄物処理系統図

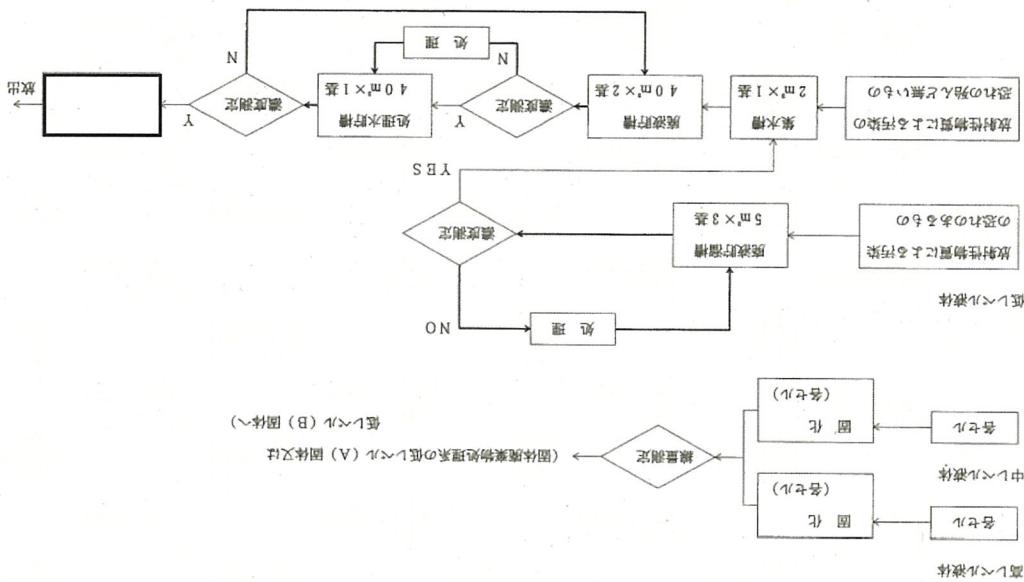
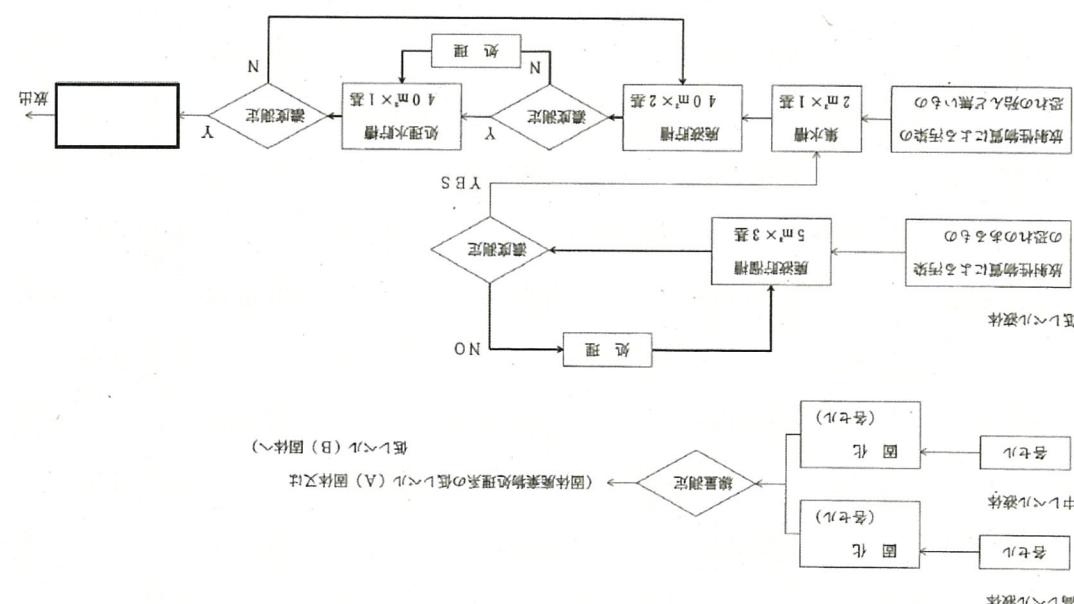


図 6-1 液体廃棄物処理系統図



□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
		<p>既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②</p> <p>記載の適正化(2) 4)</p>

図12-1-23 固体廃棄物処理系統図

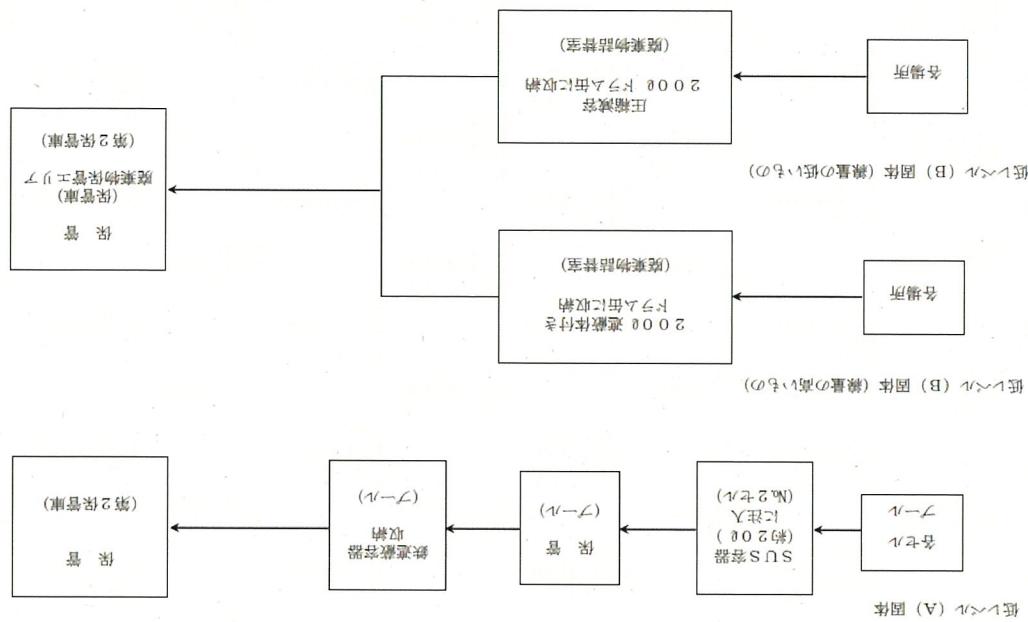
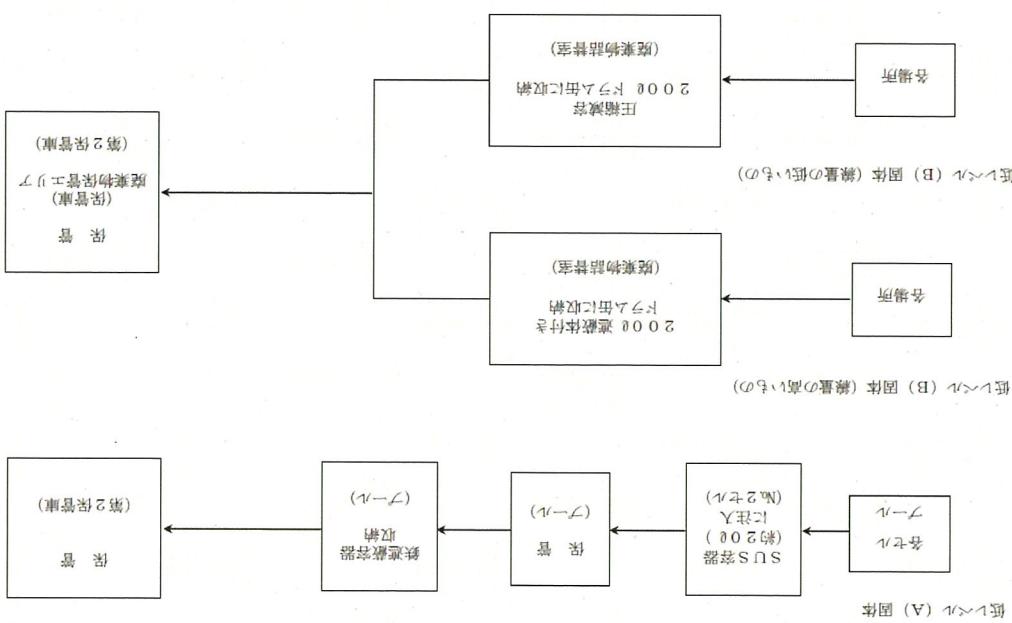


図7-1 固体廃棄物処理系統図



変更前		変更後	理由
			既設の設備等に係る許可基準規則への適合性を図る (2) 3) ②
			記載の適正化(2) 4)

安図2-1 防火区画図

図12-1-2-4 防火区画図

で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

【サン実験施設】

核燃料物質使用変更許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>2. 使用の目的及び方法（省略）</p> <p>3. 核燃料物質の種類（省略）</p> <p>5. 年間予定使用期間及び年間予定使用量（省略）</p> <p>6. 使用済み燃料の処分方法（省略）</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備（省略）</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備（省略）</p> <p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備（省略）</p>	<p>2. 使用の目的及び方法（変更なし）</p> <p>3. 核燃料物質の種類（変更なし）</p> <p>5. 年間予定使用期間及び年間予定使用量（変更なし）</p> <p>6. 使用済み燃料の処分方法（変更なし）</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備（変更なし）</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備（変更なし）</p> <p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備（変更なし）</p>	

【ヴァン実験施設】

核燃料物質使用変更許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
1.1. 例挿みの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び発電装置の位置、構造及 ○設備 (記載なし)				
1	閉じ込めの機能	更新する非常用発電機を設置している建屋は非管理区域に ま、本申請の対象外。		非常用発電装置の更新 (3)
2	遮蔽	更新する非常用発電機を設置している建屋は非管理区域に ま、本申請の対象外。		
3	火災等による損傷 の防止	更新する非常用発電機を設置している建屋は不燃材料を用い た耐火性の構造であり、消防法の定めるところにより消火器を設 置している。		
4	立ち入りの防止	更新する非常用発電機を設置している建屋は隔壁区域内に あり、隔壁区域の境界は扉を設置し人がみだりに立ち入らない い施設構造している。		
5	自然現象による影 響の考慮	更新する非常用発電機の影響評価は、「使用施設等の位置、構 造及び防護の基礎に関する規則の解説」に基づき、新規クラス分 類目に準拠して評価している。 また、本施設は海嵩から約16 k.m、久那山から約2.5 k.m離れ た海岸約0.9mの高台にあることから、大量降雨の際も容易に自然 堆水されるので築堤による堆積水のそれではなく、過去の事例から も大きな津波の原因となる津波・洪水・風・高潮)等の要因は 考えられないことから、施設の安全性が損なわれる可能性はない。		
22	貯蔵施設	更新する非常用発電機を設置している建屋は非管理区域に ま、本申請の対象外。		
23	発電施設	更新する非常用発電機を設置している建屋は非管理区域に ま、本申請の対象外。		
24	汚染を検査するた めの設備	更新する非常用発電機を設置している建屋は非管理区域に ま、本申請の対象外。		

【ウラン実験施設】

核燃料物質使用変更許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前	変更後	理由
<p>図目次</p> <p>図 7-1 施設の位置図（共用）</p> <p>図 7-2 建物の配置図（共用）</p> <p>図 7-3-1 施設の平面図（ウラン実験施設）</p> <p>図 7-3-2 施設の平面図（材料ホットラボ施設 1 構）</p> <p>図 7-3-3 施設の平面図（材料ホットラボ施設 2 構）</p> <p>図 7-4-1 各種モニタ、警報設備の配置図（ウラン実験施設）</p> <p>図 7-4-2 各種モニタ、警報設備の配置図（材料ホットラボ施設 1 構）</p> <p>図 7-4-3 各種モニタ、警報設備の配置図（材料ホットラボ施設 2 構）</p> <p>図 7-5 非常用電源系統図</p> <p>図 9-1-1 排気処理系統図（ウラン実験施設）</p> <p>図 9-1-2 排気処理系統図（材料ホットラボ施設）</p>	<p>図 7-1 施設の位置図（共用）（変更なし）</p> <p>図 7-2 建物の配置図（共用）（変更なし）</p> <p>図 7-3-1 施設の平面図（ウラン実験施設）（変更なし）</p> <p>図 7-3-2 施設の平面図（材料ホットラボ施設 1 構）（変更なし）</p> <p>図 7-3-3 施設の平面図（材料ホットラボ施設 2 構）（変更なし）</p> <p>図 7-4-1 各種モニタ、警報設備の配置図（ウラン実験施設）（変更なし）</p> <p>図 7-4-2 各種モニタ、警報設備の配置図（材料ホットラボ施設 1 構）（変更なし）</p> <p>図 7-4-3 各種モニタ、警報設備の配置図（材料ホットラボ施設 2 構）（変更なし）</p> <p>図 7-5 非常用電源系統図（一部変更）</p> <p>図 9-1-1 排気処理系統図（ウラン実験施設）（変更なし）</p> <p>図 9-1-2 排気処理系統図（材料ホットラボ施設）（変更なし）</p>	<p>非常用発電装置の更新 (3)</p>

下線は変更した部分を示す。

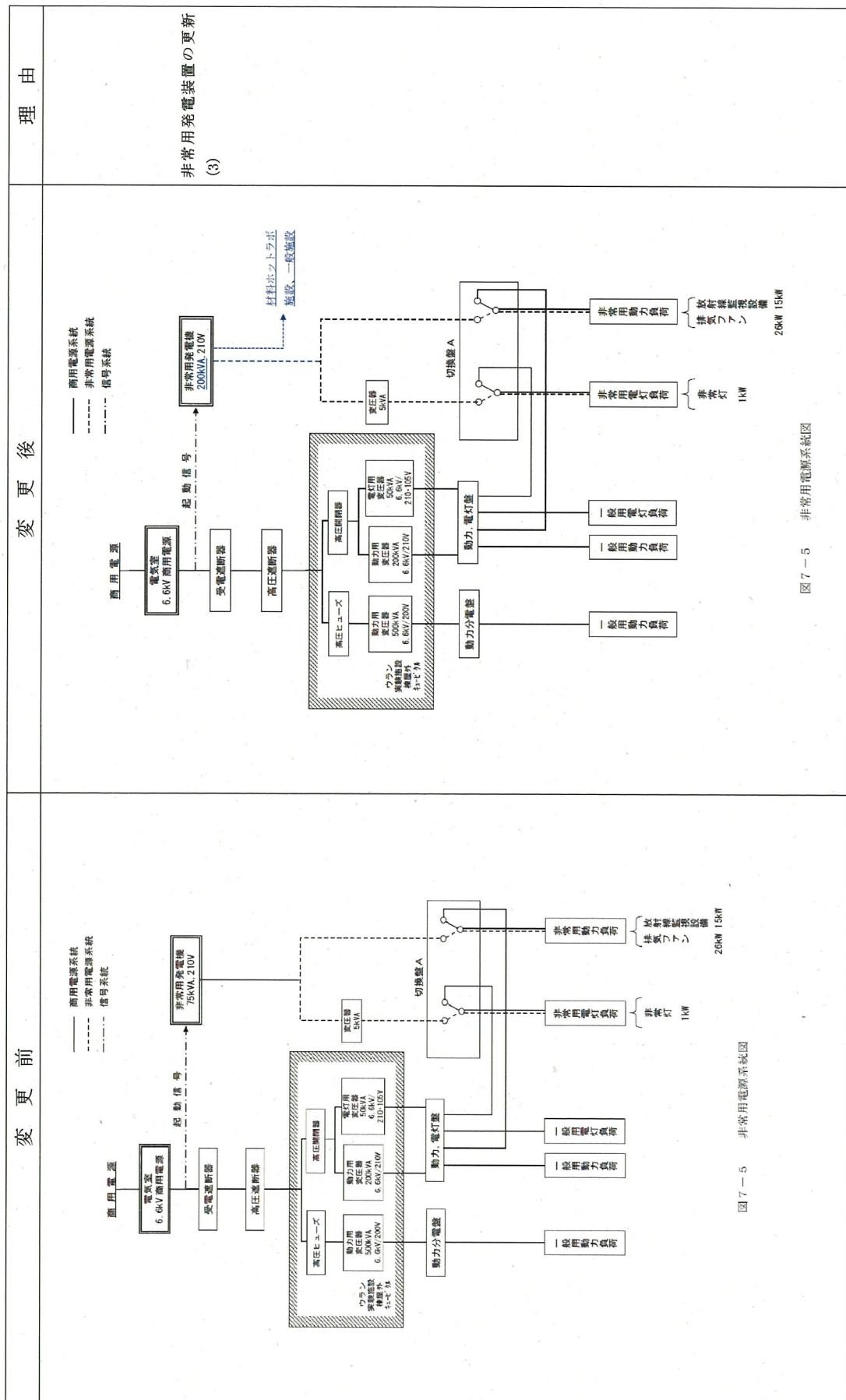


図7-5 非常用電源系統図

図7-5 非常用電源系統図

【燃料実験施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
2. 使用の目的及び方法		2. 使用の目的及び方法		
2-1 使用の目的		2-1 使用の目的		
目的番号	使用の目的	目的番号	使用の目的	区分
1	酸化ウラン燃料体の試作を行い、その物理的、化学的性状を評価し、軽水炉用燃料の開発研究を行う。 また、重水炉用燃料ベレット、ウラン合金を用い、その物理的、化学的性状を評価し、原子燃料及び燃料サイクル技術への適用性に関する研究を行う。併せてこれらウラン試料の物理的、化学的性状評価方法の開発を行う。	1	酸化ウラン燃料体の試作を行い、その物理的、化学的性状を評価し、軽水炉用燃料の開発研究を行う。 また、重水炉用燃料ベレット、ウラン合金を用い、その物理的、化学的性状を評価し、原子燃料及び燃料サイクル技術への適用性に関する研究を行う。併せてこれらウラン試料の物理的、化学的性状評価方法の開発を行う。	区分
2	ウランベレットの入った燃料棒を熱処理、加熱することによりウランの脱被覆試験を行い、将来の再処理技術における乾式熱処理への適用性に関する研究を行う。	2	ウランベレットの入った燃料棒を熱処理、加熱することによりウランの脱被覆試験を行い、将来の再処理技術における乾式熱処理への適用性に関する研究を行う。	
3	核燃料物質等の試料に対して、成分分析、不純物分析並びに放射能分析により化学的性状評価を行なう。また、併せて分析方法の開発も行なう。	3	核燃料物質等の試料に対して、成分分析、不純物分析並びに放射能分析により化学的性状評価並びに放射能評価を行う。また、併せて分析方法の開発も行なう。	
4	放射性廃棄物等に含まれる極微量の核燃料物質を放射能計測により分析する手法を確立するとともに、手法の検証を行う。	4	放射性廃棄物等に含まれる極微量の核燃料物質を放射能計測により分析する手法を確立するとともに、手法の検証を行う。	
5	ウランにより汚染された固体廃棄物を、外部測定法（非破壊測定法）により含有ウラン量及びウラン濃縮度を定量するための測定装置の開発を行う。	5	ウランにより汚染された固体廃棄物を、外部測定法（非破壊測定法）により含有ウラン量及びウラン濃縮度を定量するための測定装置の開発を行う。	
6	酸化ウラン粉末を用いて、酸化ウラン燃料の押出し造粒に関する試験を行い、造粒特性的評価並びに遠隔操作設備への適用性の検討を行う。	6	酸化ウラン粉末を用いて、酸化ウラン燃料の押出し造粒に関する試験を行い、造粒特性的評価並びに遠隔操作設備への適用性の検討を行う。	
但し、上記は平和の目的に限る。		1.F燃料デブリの取扱いを行なう(4-1)		
7		福島第一原子力発電所の事故により発生したフルトニウム未富化の溶融した燃料成分が燃焼材を巻き込みながら固化した物（以下、「1F燃料デブリ」といふ。）を受け入れ、それらの物理的・化学的性状の評価、燃焼能率の測定等により、福島第一原子力発電所の廃止措置に貢献することを目的とする。		

下線は変更した部分を示す。

2-2 使用の方法 (続き2)		変更前	変更後	理由
2-2 使用の方法 (続き2)		使用の方法		
目的番号 5	劣化ウラン又は天然ウラン(最大約2 kg-U)若しくは濃縮ウラン(濃縮度5%未満、最高濃縮度5%未満)を用いてウラン医薬物ドラム缶測定装置による計測試験を行う。 ウランの模擬試料は、分取量のドットナッチャンバー内で計量し、分取したUO ₂ あるいはU ₃ O ₈ 粉末をボリビンに密封して作成する。 劣化ウラン、天然ウランの模擬試料は、天然・劣化ウラン貯蔵室に、濃縮ウランの模擬試料は、濃縮ウラン貯蔵室に保管し、計測試験の都度ウラン医薬物ドラム缶測定装置を設置している材料試験室に移動して使用する。	目的番号 5 劣化ウラン又は天然ウラン(最大約2 kg-U)若しくは濃縮ウラン(濃縮度5%未満、最高濃縮度5%未満)を用いてウラン医薬物ドラム缶測定装置による計測試験を行う。 ウランの模擬試料は、分取量のドットナッチャンバー内で計量し、分取したUO ₂ あるいはU ₃ O ₈ 粉末をボリビンに密封して作成する。 劣化ウラン、天然ウランの模擬試料は、天然・劣化ウラン貯蔵室に、濃縮ウランの模擬試料は、濃縮ウラン貯蔵室に保管し、計測試験の都度ウラン医薬物ドラム缶測定装置を設置している材料試験室に移動して使用する。	目的番号 5 劣化ウラン(最大約2 kg-U)若しくは濃縮ウラン(濃縮度5%未満、最高濃縮度5%未満)を用いてウラン医薬物ドラム缶測定装置による計測試験を行う。 ウランの模擬試料は、分取量のドットナッチャンバー内で計量し、分取したUO ₂ あるいはU ₃ O ₈ 粉末をボリビンに密封して作成する。 劣化ウラン、天然ウランの模擬試料は、天然・劣化ウラン貯蔵室に、濃縮ウランの模擬試料は、濃縮ウラン貯蔵室に保管し、計測試験の都度ウラン医薬物ドラム缶測定装置を設置している材料試験室に移動して使用する。	1.F燃料デブリの取り扱いを行なう(4-1)
6	劣化ウラン(最大約11kg-U)を用いて、抽出造粒試験設備により酸化ウラン造粒粉を製造し、ウラン粉末・ベレット測定設備により造粒特性的評価を行うとともに、選別操作設備への適用性について検討を行う。 抽出造粒試験設備は、専用のフードがシグス内に設置して試験を行う。	6 劣化ウラン(最大約11kg-U)を用いて、抽出造粒試験設備により酸化ウラン造粒粉を製造し、ウラン粉末・ベレット測定設備により造粒特性的評価を行うとともに、選別操作設備への適用性について検討を行う。 抽出造粒試験設備は、専用のフードがシグス内に設置して試験を行う。	6 劣化ウラン(最大約11kg-U)を用いて、抽出造粒試験設備により酸化ウラン造粒粉を製造し、ウラン粉末・ベレット測定設備により造粒特性的評価を行うとともに、選別操作設備への適用性について検討を行う。	1.F燃料デブリを削除・重組した選別試料(最大選別量約0.001 kg-U)に対して、化学会社が選別設備・分析設備並びに放射性試料のドラフトチヤンバーで行なう。
7	1.F燃料デブリを削除・重組した選別試料(最大選別量約0.001 kg-U)に対して、化学会社が選別設備・分析設備並びに放射性試料のドラフトチヤンバーで行なう。 これらの分析における試料等の前処理は、前処理設備のドラフトチヤンバーで行なう。 また、使用した1.F燃料デブリは、分析試料混入及び分析試料による汚染物も含めて可能なら取り回収。東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。 以下に使用設備各箇ごとの主な運用方法を示す。 (1) 第1化学実験室、第3化学実験室及び第5化学実験室 前処理設備を用い、液体状の試料を蒸留・イオン交換、管路抽出、沈殿分離、電着等の化学会社により 分析方法に応じた前処理を実施する。 (2) 化学分析室 化学分析設備を用いて、主に試料中の元素濃度を分析する。 (3) 放射能測定室 放射能測定設備を用いて試料から放出される放射線を測定する。	1.F燃料デブリを削除・重組した選別試料(最大選別量約0.001 kg-U)に対して、化学会社が選別設備・分析設備並びに放射性試料のドラフトチヤンバーで行なう。 これらの分析における試料等の前処理は、前処理設備のドラフトチヤンバーで行なう。 また、使用した1.F燃料デブリは、分析試料混入及び分析試料による汚染物も含めて可能なら取り回収。東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。 以下に使用設備各箇ごとの主な運用方法を示す。 (1) 第1化学実験室、第3化学実験室及び第5化学実験室 前処理設備を用い、液体状の試料を蒸留・イオン交換、管路抽出、沈殿分離、電着等の化学会社により 分析方法に応じた前処理を実施する。 (2) 化学分析室 化学分析設備を用いて、主に試料中の元素濃度を分析する。 (3) 放射能測定室 放射能測定設備を用いて試料から放出される放射線を測定する。	1.F燃料デブリを削除・重組した選別試料(最大選別量約0.001 kg-U)に対して、化学会社が選別設備・分析設備並びに放射性試料のドラフトチヤンバーで行なう。	1.F燃料デブリの取り扱いフローを図2-1に示す。

変更前		変更後		理由
3. 核燃料物質の種類				
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化合物の名称	主な化合物の名称	性状 (物理的形態)
劣化ウラン	酸化ウラン 塗化ウラン 金屬ウラン 弾化ウラン	UO ₂ , U ₃ O ₈ UN UF ₆	酸化ウラン 塗化ウラン 金屬ウラン 弾化ウラン	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
天然ウラン	酸化ウラン 金屬ウラン 弾化ウラン	UO ₂ , U ₃ O ₈ UF ₆	酸化ウラン 塗化ウラン 金屬ウラン 弾化ウラン	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
濃縮ウラン (濃縮度 5% 未満、再生濃縮ウラン [*] 及び再処理回収ウラン ^{**} を含む)	酸化ウラン	UO ₂ , U ₃ O ₈ UO ₃	酸化ウラン (濃縮度 5% 未満、再生濃縮ウラン [*] 及び再処理回収ウラン ^{**} を含む)	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
濃縮ウラン (濃縮度 5% 以上 1.0% 未満)	酸化ウラン	UO ₂ , U ₃ O ₈	濃縮ウラン (濃縮度 5% 以上 1.0% 未満)	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
濃縮ウラン (濃縮度 1.0 % 以上 2.0 % 未満)	酸化ウラン 金屬ウラン	UO ₂ , U ₃ O ₈ U	濃縮ウラン (濃縮度 1.0 % 以上 2.0 % 未満)	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
使用済燃料 (初期濃縮度 2.0% 未満、様分離性ブルトニウム富化度 2.1% 以下)	酸化ブルトニウム 酸化ブルトニウム 酸化トリウム 硝酸トリウム ブルトニウム (非密封)	UO ₂ , U ₃ O ₈ PuO ₂ ThO ₂ Th(NO ₃) ₄ Pu(NO ₃) ₂	酸化ブルトニウム 酸化トリウム 硝酸ブルトニウム トリウム ブルトニウム (非密封)	固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体 固体、粉体、液体
* 再生濃縮ウランの受け入れにあたっては、次の仕様を満足するものとする。				
再生濃縮ウランの受け入れ仕様				
核種	含有量 (上限値)	再生濃縮ウランの受け入れ仕様		
U-232	1.0 ppb (Uベース)	含有量 (上限値)		
U (α)	3×10^{-6} Bq/g-U	U-232	1.0 ppb (Uベース)	
Tc-99	1.0 Bq/g-U	U (α)	3×10^{-6} Bq/g-U	
Ru-106	1.0 Bq/g-U	Tc-99	1.0 Bq/g-U	
Sb-125	2 Bq/g-U	Ru-106	1.0 Bq/g-U	
Np-237	1×10^{-1} Bq/g-U	Sb-125	2 Bq/g-U	
Pu (α)	0×10^{-1} Bq/g-U	Np-237	0×10^{-1} Bq/g-U	
Pu (β)	3 Bq/g-U	Pu (α)	1×10^{-1} Bq/g-U	
		Pu (β)	3 Bq/g-U	

* 再生濃縮ウランの受け入れにあたっては、次の仕様を満足するものとする。

核種	含有量 (上限値)	再生濃縮ウランの受け入れ仕様	
		核種	含有量 (上限値)
ウラン同位体	1.0 ppb (Uベース)	U-232	1.0 ppb (Uベース)
U (α)	3×10^{-6} Bq/g-U	U (α)	3×10^{-6} Bq/g-U
Tc-99	1.0 Bq/g-U	Tc-99	1.0 Bq/g-U
Ru-106	1.0 Bq/g-U	Ru-106	1.0 Bq/g-U
Sb-125	2 Bq/g-U	Sb-125	2 Bq/g-U
Np-237	1×10^{-1} Bq/g-U	Np-237	0×10^{-1} Bq/g-U
Pu (α)	0×10^{-1} Bq/g-U	Pu (α)	1×10^{-1} Bq/g-U
Pu (β)	3 Bq/g-U	Pu (β)	3 Bq/g-U

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

【燃料実験施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前				変更後				理由
5. 定使用期間及び年間予定使用量 (燃料実験施設)		5. 定使用期間及び年間予定使用量 (燃料実験施設)						
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量	延べ取扱量	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量	延べ取扱量	
劣化ウラン	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	劣化ウラン	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	1700kg-U (沸化ウラン2kg-U含む)	
天然ウラン	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	天然ウラン	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	700kg-U (沸化ウラン10kg-U含む)	
濃縮ウラン(濃縮度5%未満、再生濃縮ウラン及び再処理回収ウランを含む)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン(濃縮度5%未満、再生濃縮ウラン及び再処理回収ウランを含む)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	7kg-U (3.50g- ²³⁵ U)	記載の適正化(4)3)
濃縮ウラン(濃縮度5%以上10%未満)までの期間	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	自至 平成26年4月1日 までの期間	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	4kg-U (4.00g- ²³⁵ U)	許可日 臨止措置を終了するまでの期間
濃縮ウラン(濃縮度10%以上20%未満)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン(濃縮度10%以上20%未満)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	0.4kg-U (8.0g- ²³⁵ U)	記載の適正化(4)3)
使用済燃料(初期濃縮度2.0%未満、様分離性ブルトニウム富化度2.1%以下)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	使用済燃料(初期濃縮度2.0%未満、様分離性ブルトニウム富化度2.1%以下)(1F燃料デブリを含む)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	0.1g-U・Pu (6.0×10 ⁸ Bq)	1F燃料デブリの取扱いを行なう(4)1)
トリウム	0.5kg-Th	0.5kg-Th	0.5kg-Th	トリウム	0.5kg-Th	0.5kg-Th	0.5kg-Th	
ブルトニウム(非密封)	2×10 ⁻⁷ g-Pu	2×10 ⁻⁷ g-Pu	2×10 ⁻⁷ g-Pu	ブルトニウム(非密封)	2×10 ⁻⁷ g-Pu	2×10 ⁻⁷ g-Pu	2×10 ⁻⁷ g-Pu	

【燃料実験施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
6. 使用済み燃料の処分の方法	該当なし	6. 使用済み燃料の処分の方法	1.F燃料デブリに關して、分析に使用した容器・治具の付着物、残渣等を可能な限り回収し、分析に供しない1.F燃料デブリも含め、所有者である東京電力ホールディングス株式会社へ返却する。	1.F燃料デブリの取扱いを行う(4)1)

A 6 - 1

【燃料実験施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更 前		変 更 後		理 由
7. 使用施設の位置、構造及び設備				
7-1 使用施設の位置 (省略)		7-1 使用施設の位置 (変更なし)		
7-2 使用施設の構造、(省略)		7-2 使用施設の構造 (変更なし)		
7-3 使用施設の設備 (続き1)		7-3 使用施設の設備 (変更なし)		
使用施設の名称	個数	使用施設の名称	個数	仕様
前処理設備	1式	機器分析試験、化学分析試験、放射能測定試験用等の試料等の前処理を行ったために使用する。(ドラフトチャンバー(5台)、電気炉、乾燥機)	1式	機器分析試験、化学分析試験、放射能測定試験用等の試料等の前処理を行ったために使用する。(ドラフトチャンバー(5台)、電気炉、乾燥機)
設置場所：第1化学実験室 (ドアード(2台)、切断機、研削機、電子天秤)		設置場所：第1化学実験室 (ドラフトチャンバー(2台)、化粧板、電気炉、乾燥機、電子天秤)		
設置場所：第2化学実験室 (ドラフトチャンバー(2台)、負圧管理型グローブボックス)		設置場所：第2化学実験室 (ドラフトチャンバー(2台)、化粧板、電気炉、乾燥機、電子天秤)		
設置場所：第3化学実験室 (ドラフトチャンバー(2台))		設置場所：第3化学実験室 (ドラフトチャンバー(2台)、化粧板、電気炉、乾燥機)		
設置場所：機器分析室 (ドラフトチャンバー(3台))		設置場所：機器分析室 (ドラフトチャンバー(3台))		
設置場所：第4化学実験室 (ドラフトチャンバー(3台))		設置場所：第4化学実験室 (ドラフトチャンバー(3台))		
設置場所：材料評価室 (グローブボックス、ディスクミル)		設置場所：材料評価室 (グローブボックス、ディスクミル)		
設置場所：材料評価室 (ドラフトチャンバー)		設置場所：材料評価室 (ドラフトチャンバー)		
設置場所：放射化学分析室 (ドラフトチャンバー(3台))		設置場所：放射化学分析室 (ドラフトチャンバー(3台))		
取扱量：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		取扱量：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		
使用済燃料2000Bq以下／負圧管理型グローブボックス、 使用済燃料100Bq以下／負圧管理型グローブボックス(ドアード) 加熱装置は、商清防護体とドアード		使用済燃料2000Bq以下／負圧管理型グローブボックス、 使用済燃料100Bq以下／負圧管理型グローブボックス(ドアード) 加熱装置は、商清防護体とドアード		
金相試験設備	1式	機器分析試験、試料研磨機、金属顯微鏡、光顕機、測定顕微鏡、試料搬送プレス、試料研磨機、金屬顯微鏡、投影機、測定顕微鏡	1式	機器分析試験、試料研磨機、金属顯微鏡、光顕機、測定顕微鏡、試料搬送プレス、試料研磨機、金相显微鏡
化学分析設備	1式	機器分析試験等の金相試験を行つたために使用する。(試料切削機、試料搬送プレス、試料研磨機、金相显微鏡)	1式	機器分析試験等の金相試験を行つたために使用する。(試料切削機、試料搬送プレス、試料研磨機、金相显微鏡)
化学分析設備	1式	機器分析試験、分光光度計、ICP-MIS装置、ICP発光分光分析装置	1式	機器分析試験、分光光度計、ICP-MIS装置、ICP発光分光分析装置
設置場所：金相室		設置場所：金相室		
取扱量：(トリウムを含む)以下		取扱量：(トリウムを含む)以下		
設置場所：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		設置場所：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		
取扱量：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		取扱量：(トリウムを含む)以下 (但し再生濃縮装置) 又は再処理回収ランク以下		
放射能測定設備	1式	機器分析試験等の放射能測定試験を行つたために使用する。(α高感度計、β・γ放射能分析装置、γ線波形分析装置、γ線波形分析装置、NaIシンチレーション検出器)	1式	機器分析試験等の放射能測定試験を行つたために使用する。(α高感度計、β・γ放射能分析装置、γ線波形分析装置、γ線波形分析装置、NaIシンチレーション検出器)
放射能測定設備	1式	機器分析試験等の放射能測定試験を行つたために使用する。(α高感度計、β・γ放射能分析装置、γ線波形分析装置、NaIシンチレーション検出器)	1式	機器分析試験等の放射能測定試験を行つたために使用する。(α高感度計、β・γ放射能分析装置、γ線波形分析装置、γ線波形分析装置、NaIシンチレーション検出器)
材料試験設備	1式	機器分析試験を行つたために使用する。(オートクレーブ装置)	1式	機器分析試験を行つたために使用する。(オートクレーブ装置)
設置場所：材料試験室		設置場所：材料試験室		
取扱量：(トリウムを含む)以下		取扱量：(トリウムを含む)以下		
ウラン降解物測定設備	1式	ウラン試料を用いて降解物ドライム缶内のウラン量測定試験を行つたために使用する。(ウラン降解物ドライム缶測定装置)	1式	ウラン試料を用いて降解物ドライム缶内のウラン量測定試験を行つたために使用する。(ウラン降解物ドライム缶測定装置)
設置場所：材料試験室 取扱量：ダラウラン(濃縮度5%未満)		設置場所：材料試験室 取扱量：ダラウラン(濃縮度5%未満)		
押出造粒試験設備	1式	ウラン粉末を用いて、酸化チタン(濃縮度5%未満)粉の製造試験を行う。(ドラフトボックス、混練機、押出造粒機、整粒機)	1式	ウラン粉末を用いて、酸化チタン(濃縮度5%未満)粉の製造試験を行う。(ドラフトボックス、混練機、押出造粒機、整粒機)
設置場所：セラミック調合室		設置場所：セラミック調合室		
取扱量：劣化ウラン		取扱量：劣化ウラン		

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前	変更後	理由																																									
<p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1 貯蔵施設の位置（省略）</p> <p>8-2 貯蔵施設の構造（省略）</p>	<p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1 貯蔵施設の位置（変更なし）</p> <p>8-2 貯蔵施設の構造（変更なし）</p>																																										
<p>8-3 貯蔵施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>最大取納量</th> <th>最大取納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然・劣化ウラン ン貯蔵棚</td> <td>4 基</td> <td>固体、粉体</td> <td>劣化ウラン 天然ウラン トリウム</td> <td>4 基</td> <td>劣化ウラン 天然ウラン トリウム</td> <td>固体、粉体</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン貯蔵棚</td> <td>3 基</td> <td>固体、粉体</td> <td>濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）</td> <td>濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）</td> <td>濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）</td> <td>固体、粉体</td> </tr> <tr> <td>ベレット貯蔵棚</td> <td>1 基</td> <td>固体、粉体</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>粉末貯蔵棚</td> <td>1 基</td> <td>固体、粉体</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>燃料棒貯蔵棚</td> <td>1 基</td> <td>液体</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>貯蔵場所</td> <td>設置場所</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	内容物の物理・化学的性状	最大取納量	最大取納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	天然・劣化ウラン ン貯蔵棚	4 基	固体、粉体	劣化ウラン 天然ウラン トリウム	4 基	劣化ウラン 天然ウラン トリウム	固体、粉体	濃縮ウラン貯蔵棚	3 基	固体、粉体	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	固体、粉体	ベレット貯蔵棚	1 基	固体、粉体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所	粉末貯蔵棚	1 基	固体、粉体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所	燃料棒貯蔵棚	1 基	液体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所	<p>1 F 燃料デブリの取扱いを行なう（4) 1)</p>
貯蔵設備の名称	個数	内容物の物理・化学的性状	最大取納量	最大取納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																																					
天然・劣化ウラン ン貯蔵棚	4 基	固体、粉体	劣化ウラン 天然ウラン トリウム	4 基	劣化ウラン 天然ウラン トリウム	固体、粉体																																					
濃縮ウラン貯蔵棚	3 基	固体、粉体	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	濃縮ウラン（5%未満、再生濃縮ウラン又は再処理回収ウラン（100 g 一口以下）を含む） 濃縮ウラン（5%以上 1.0%未満） 濃縮ウラン（濃縮度 1.0 %以上 2.0 %未満） 使用済燃料（初期濃縮度 2.0 %未満、該分割性アルミニウム富化度 2.1 %以下）（1 F 燃料デブリを含む）	固体、粉体																																					
ベレット貯蔵棚	1 基	固体、粉体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所																																					
粉末貯蔵棚	1 基	固体、粉体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所																																					
燃料棒貯蔵棚	1 基	液体	貯蔵場所	貯蔵場所	貯蔵場所	設置場所																																					

A 8 - 1

□で囲った箇所は該セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

変更前	変更後	理由
<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備（省略）</p> <p>1.0. 附じ込みの機械、遮蔽その他の事項に関する施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>(1) 附じ込みの機械</p> <p>①全仕上面について</p> <p>前処理設備として営業するドラフトチャンバー（6台）の開口部面風速（600 m/sec）各種供する排気装置とするコレクタの施設から作成した自身の内面形状は下記に示すとおりである。 左側面（左側）の撤去</p> <p>左側面（左側）の撤去等の際に、左側の排気扇と右側の排気扇を並列に接続する。別系統のファンを並列に接続する。左側の排気扇と右側の排気扇を並列に接続する。左側の排気扇と右側の排気扇を並列に接続する。</p> <p>②設備（左側）の撤去</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）に含まれる放射性物質の濃度は、最高限度に対する分離率も「1」に達しないことから、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>③前処理設備（ドラフトチャンバー）の撤去</p> <p>当該設備中で扱う試料（液体／固体）に含まれる放射性物質の濃度は、最高限度に対する分離率も「1」に達しないことから、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>④放射能測定設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は容器ごとに使用することから、</p> <p>充分な開口部の機能を有している。</p> <p>⑤化学分析設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料は、ボリマ器に入れて使用する。化学分析機器（原子吸光分光分析装置）及びICP等が内蔵されている。作業員が内部操作される際には、充分な開口部の機能を有している。充分な開口部の機能を有している。作業員が内部操作される際には、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>⑥遮蔽設備（遮蔽機）の運転</p> <p>当該設備の運転工事は、別系統の排気ファンを運転し、負担を維持しながら行う。核燃料物質を、フレイルタ（直径φ120mm）以下で捕集するため、室内及び外部に設けられない。</p> <p>(2) 遮蔽</p> <p>①全仕上面上について</p> <p>今回の変更は当該施設で販売する試料の使用量は変更しないため、作業用が適度に外側に下げる必要はない。</p> <p>②設備（左側）の撤去</p> <p>当該機器の搬出により、使用範囲等の変更が生じないため、該当しない。</p> <p>③前処理設備（ドラフトチャンバー）の撤去</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は、最高限度に対する分離率が最も近く、長時間試料を充てんするドラフトチャンバーでも、作業員の外側ではなく、ST 10 μSv/h であることから作業員の過度な被ばくはない。</p> <p>④放射能測定設備の移設について</p> <p>当該機器の運転は、核燃料物質は極少量であり、遮蔽封筒等に定める常時立ち入り制限の影響を及ぼさない。</p> <p>⑤化学分析設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は、最高限度に対する分離率が最も近く、長時間試料を充てんするドラフトチャンバーでも、作業員の過度な被ばくはない。</p> <p>⑥遮蔽設備（非遮蔽設備）の運転について</p> <p>増加する排気装置は局所排気系の性能を行うちもので、核燃料物質を取り扱う設備でない。排気ファンに対する遮蔽効率が生まれるが作業者が直立する位置を受ける受けられる。</p>	<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備（変更なし）</p> <p>1. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>(1) 附じ込みの機械</p> <p>①全仕上面について</p> <p>前処理設備として営業するドラフトチャンバー（6台）の開口部面風速（600 m/sec）各種供する排気装置とするコレクタの施設から作成した自身の内面形状は下記に示すとおりである。 左側面（左側）の撤去</p> <p>左側面（左側）の撤去等の際に、左側の排気扇と右側の排気扇を並列に接続する。別系統のファンを並列に接続する。左側の排気扇と右側の排気扇を並列に接続する。</p> <p>②設備（左側）の撤去</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）に含まれる放射性物質の濃度は、最高限度に対する分離率も「1」に達しないことから、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>③前処理設備（ドラフトチャンバー）の撤去</p> <p>当該設備中で扱う試料（液体／固体）に含まれる放射性物質の濃度は、最高限度に対する分離率も「1」に達しないことから、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>④放射能測定設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は容器ごとに使用することから、</p> <p>充分な開口部の機能を有している。</p> <p>⑤化学分析設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料は、ボリマ器に入れて使用する。化学分析機器（原子吸光分光分析装置）及びICP等が内蔵されている。作業員が内部操作される際には、充分な開口部の機能を有している。充分な開口部の機能を有している。作業員が内部操作される際には、充分な開口部の機能を有している。</p> <p>⑥遮蔽設備（遮蔽機）の運転</p> <p>当該設備の運転工事は、別系統の排気ファンを運転し、負担を維持しながら行う。核燃料物質を、フレイルタ（直径φ120mm）以下で捕集するため、室内及び外部に設けられない。</p> <p>(2) 遮蔽</p> <p>①全仕上面上について</p> <p>今回の変更は当該施設で販売する試料の使用量は変更しないため、作業用が適度に外側に下げる必要はない。</p> <p>②設備（左側）の撤去</p> <p>当該機器の搬出により、使用範囲等の変更が生じないため、該当しない。</p> <p>③前処理設備（ドラフトチャンバー）の撤去</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は、最高限度に対する分離率が最も近く、長時間試料を充てんするドラフトチャンバーでも、作業員の外側ではなく、ST 10 μSv/h であることから作業員の過度な被ばくはない。</p> <p>④放射能測定設備の移設について</p> <p>当該機器の運転は、核燃料物質は極少量であり、遮蔽封筒等に定める常時立ち入り制限の影響を及ぼさない。</p> <p>⑤化学分析設備の移設について</p> <p>当該設備で扱う試料（液体／固体）は、最高限度に対する分離率が最も近く、長時間試料を充てんするドラフトチャンバーでも、作業員の過度な被ばくはない。</p> <p>⑥遮蔽設備（非遮蔽設備）の運転について</p> <p>増加する排気装置は局所排気系の性能を行うちもので、核燃料物質を取り扱う設備でない。排気ファンに対する遮蔽効率が生まれるが作業者が直立する位置を受ける受けられる。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備（変更なし）</p> <p>1 F 燃料デブリの取扱いを行う（4.1）</p> <p>本施設は、排気設備により施設内の負圧を保つており、排気設備の故障に備えて予備排風機を設置している。また、専用電源の停電等に備えて予備電源設備を設置している。</p> <p>1 F 燃料デブリの取扱設備である既存のドラフトチャンバーは、局所排気設備へ接続することにより作業環境への汚染の広がりを防止する。</p> <p>1 F 燃料デブリの取扱設備である既存のドラフトチャンバーにより密閉空間へ飛散、漏えい状態を維持してから移動する。</p> <p>1 F 燃料デブリの取扱い量は 1.0 MBq 以下であり、既存のドラフトチャンバーでの重複を経えない範囲で既存燃焼炉最大取扱量 1.0 MBq 以下での使用をとどめる。</p> <p>1 F 燃料デブリは搬送車の放射性により、C o - 60 が多く含まれていることが想定されることから、1 F 燃料デブリ 1.0 MBq 全てが C o - 60 とする上、C o - 60 の 1 cm 線量当量率定数が 0.354 であるため、</p> $0.354 \times 1.0 (\text{MBq}) = 3.54 \mu \text{Sv/h}$ <p>であり、作業者が常時立ち入る区域の基準は 1 m S v/h (2.5 μSv/h) であるから、操作から 1 m の位置における線量率は基準値以下である。</p> <p>また、ドラフトチャンバーでの分取・前処理作業のため、8 時間連続で搬送車を取扱つたとした場合、1 時間あたりの被ばく量は、</p> $0.354 \times 1.0 (\text{MBq}) / 0.25 \times 4.0 = 5.6.4 \mu \text{Sv/h}$ <p>であり、搬送車との近接作業においても基準値以下である。</p>

【燃料実験施設】

核燃料物質使用許可申請書 新旧対照表

下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(3) 火災等による損傷の防止				
①全体計画について	当該施設の火災等による損傷の防止に係る措置の変更はなく、消防法に基づく警報設備、消火栓が配置されており、設置物は不燃材または耐火構造とされているため、火災などによる損傷の可能性はない。			1 F 燃料デブリの取扱いを行う(4) 1
②設備(装置)の撤去について	使用施設内には、火災警報感知器及び消火栓が備えられており火災等による損傷の防止に係る措置の変更はないが、解体整修作業に当たって火花の発生の恐れがある回転工具等を使用する場合、防火対策を施した上で作業を行う。			
③前処理設備(ドラフトチャンバー)の新設について	当該機器は直後火気を発生せし耐火構造であり火災などによる損傷の可能性は無い、なら、当該設備を設置する場所の火災報知器、消火設備の変更はない。			
④放射能測定設備の移設について	当該設備は直後火気を発生せし耐火構造であり火災報知器、消火設備の変更はなし。			本施設は鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)の耐火構造であり、設備・機器は不燃材料又は難燃材料を用いている。
⑤化学分析設備の移設について	当該設備は耐火構造(金屬、繊維板等)であり火災などによる損傷の可能性はない。化学分析機器(電子吸光分光分析装置)、ICP-MS 装置及びICP 極光分光分析装置)は追加熱防護機構成等の安全装置が具備されており、火災による損傷の恐れはない。なお、当該設備を設置する場所の火災報知器、消火設備の変更はない。			火災の一般的な原因としては、電気的原因によるもの、機械的原因によるもの、自然発火によるもの等があるが、これらにおいては必要な対策をとることにより火災の発生を防止する。
⑥除塵設備(排風機) (局所排気系統(1))の更新について	排気ダクトの防火区画貫通部には防火ダンパーを設け、火災時にはダクト全廻路することにより、延焼を防止する。なお、当該設備を設置する場所の火災報知器、消火設備の変更はない。			本施設で取り扱う1 F 燃料デブリでは、取扱量が極微量(最大約0.001 B-U)であるため、水素爆発が発生する恐はない。
(4) 立ち入りの防止				
①全体計画について	当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はないため、該当しない。なま、当該施設は電子錠により管理しており、許可を得ている者以外は立入できない。			A 1 1 - 1 本施設は管理区域の境界に壁、扉等の区画物及び標識を設け、人がみだりに立ち入らないようにする。
②設備(装置)の撤去について	当該装置の撤去により、当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はなし。			
③前処理設備(ドラフトチャンバー)の新設について	当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はないため、該当しない。なま、当該施設は電子錠により管理しており、許可を得ている者以外は立入できない。			
④放射能測定設備の移設について	当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はないため、該当しない。なま、当該施設は電子錠により管理しており、許可を得ている者以外は立入できない。			
⑤化学分析設備の移設について	当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はないため、該当しない。なま、当該施設は電子錠により管理しており、許可を得ている者以外は立入できない。			
⑥除塵設備(排風機) (局所排気系統(1))の更新について	当該施設の立ち入りの防止に係る措置の変更はないため、該当しない。なま、当該施設は電子錠により管理しており、許可を得ている者以外は立入できない。			

変更前		変更後		理由
(5) 自然現象による影響の考慮				
①全体計画について	想定される自然現象により施設に過度の影響を及ぼすものはない。なお、地震については、使用施設の新規制基準解説規定に基づき耐震クラス分類IIを参考に評価した結果、耐震性は確保されている。_____			1 F燃料デブリの取扱いを行う(4)①
②設備(施設)の撤去について	当該装置の撤去により、使用施設等の自然現象による影響はないため、該当しない。_____			本施設は昭和5.6年に施行された新耐震基準を適用した建築基準法に基づいて設計され、耐震断熱構造となつてある。
③前処理設備(ドラフト・チャンバー)の施設について	「使用施設の新規制基準解説規定」に基づき評価した結果、「耐震クラス分類II」に要求される耐震性は確保されていることを確認した。_____			地盤に対する耐震性は、「ヴァラン加工施設安全審査指針」を参考に重要度分類を第2類相当として評価している。なお、新規制基準策定後の追加更迭設備・機器の耐震設計は、「使用施設等の位置構造及び設備の基礎に関する規則の解説」に基づき、耐震クラス分類IIに準拠して評価している。
④放射能測定設備の移設について	「使用施設の新規制基準解説規定」に基づき評価した結果、「耐震クラス分類II」に要求される耐震性は確保されていることを確認した。_____			また、本施設は海岸から約6.1km、久慈川から約2.5km離れた海拔3.0mの高台にあることから、大量降雨の際にも容易に自然排水されるので降雨による洪水のおそれではなく、過去の事例からも大きな事故の誘因となりうる津波・洪水・風(台風)等の発生は考えられないことから、施設の安全性が損なわれることはない。
⑤化学分析設備の移設について	「使用施設の新規制基準解説規定」に基づき評価した結果、「耐震クラス分類II」に要求される耐震性は確保されていることを確認した。_____			本施設の核燃料貯蔵室は、所定の標識を設けることにより、人が迷子になり立ち入らないようにするための標識を設じている。
⑥原子炉設備(住里炉)(原電気系統(1))の更新について	「使用施設の新規制基準解説規定」に基づき評価した結果、「耐震クラス分類II」に要求される耐震性は確保されていることを確認した。_____			また、核燃料物質を搬出入する場合やその他の特に必要がある場合を除き、施錠し立入り制限の措置を講じている。
(2.2) 貯蔵施設				
①全体計画について	当該施設で貯蔵施設の変更はないため該当しない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。_____			
②設備(施設)の撤去について	当該装置の撤去により、貯蔵施設の変更はないため、該当しない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。			
③前処理設備(ドラフト・チャンバー)の施設について	当該装置の撤去により、貯蔵施設の変更はない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。			
④放射能測定設備の移設について	当該装置の移設により、貯蔵施設の変更はない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。			
⑤化学分析設備の移設について	当該装置の移設により、貯蔵施設の変更はない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。			
⑥原子炉設備(住里炉)(原電気系統(1))の更新について	当該装置の撤去により、貯蔵施設の変更はない。なお、貯蔵施設の外壁はコンクリート遮蔽構造で施錠管理している。			

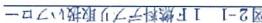
下線は変更した部分を示す。

変更前		変更後		理由
(2.3) 廃棄施設				
①全体計画について	非黒機の増殖に伴い、浄化装置を追設することで、排気口における放射性物質の濃度を維持する。			
②設備(装置)の撤去について	当該装置の撤去により、廃棄施設の変更はないため、該当しない。なお、解説書で発生した放射性廃棄物は金属容器に封入し、固体廃棄物保管能力に比べて保管する。当該工事で発生する廃棄物は貯蔵可能の廃棄物保管能力に比べて五分にかない。			1 F燃料デブリの取扱いを行う(4) 1
③前処理装置(ドラフトチャンバー)の新設について	当該装置の新設により、廃棄施設の変更はない。			1. 気体廃棄物の管理 本施設の管理区域内の排氣中に含まれる放射性物質は2階排气室に設置する排氣設備のブレーカー、高性能エアフィルタにより除去する。 本施設の排氣設備を通じた排氣は、排気ダストモニタで排氣中の放射性物質濃度を測定しており、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度限度を越えないよう管理し排気口より放出する。
④放射能測定設備の移設について	当該装置の移設により、廃棄施設の変更はない。			2. 液体廃棄物の管理 本施設で発生する放射性液体廃棄物は、廃棄物保管地下に位置する集水槽ピットへ一時的に貯留したのも、廃水処理槽へ移送する。廃水処理槽へ移送した放射性液体廃棄物は、処理水槽でサンプリングし射出濃度を測定しており、濃度限度以下であることを確認後に専用排水管を経て海へ放出する。
⑤化学分析設備の移設について	当該装置の移設により、廃棄施設の変更はない。			3. 固体廃棄物の管理 本施設で発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物保管室に一時保管したのち、共用の固体廃棄物施設である保管庫及び第2保管庫に移送し保管する。また、固体廃棄物の一部については、隣接する██████の廃棄施設において減容処理したのち保管庫する。
⑥廃棄設備(非黒機) (廃油燃焼系統(1))の更新について	当該装置の更新により、廃棄施設の変更はない。			
(2.4) 汚染を検査するための設備				
①全体計画について	当該施設で汚染を検査するための設備の変更はないため、該当しない。なお、当該施設は本体表面セニタと搬式サードを配置している。			
②設備(装置)の撤去について	汚染の可能性がある作業はグリーンハウス内で実施し作業後には汚染検査を実施した上で退出し、汚染検査室に設置された汚染検査設備で検査する。			
③前処理装置(ドラフトチャンバー)の新設について	当該装置の新設により、汚染を検査するための設備の変更はない。			管理区域の出入口には汚染検査室を設け、ハンドフットクロスモニタ及びサーベイメータを配置し、管理区域から退出する者の身体を測定する。また、汚染検査室にはシャワー等の除染設備を設ける。
④放射能測定設備の移設について	当該装置の移設により、汚染を検査するための設備の変更はない。			
⑤化学分析設備の移設について	当該装置の移設により、汚染を検査するための設備の変更はない。			
⑥廃棄設備(非黒機) (廃油燃焼系統(1))の更新について	当該装置の更新により、汚染を検査するための設備の変更はない。			

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開となります。

図目次	変更前	変更後	理由
	<p>図 7-1 施設の位置図 (共用)</p> <p>図 7-2 建物の配置図 (共用)</p> <p>図 7-3-1 施設の平面図 (燃料・化学実験施設)</p> <p>図 7-3-2 施設の平面図 (構造・材料実験施設)</p> <p>図 7-4-1 施設の断面図 (燃料・化学実験施設)</p> <p>図 7-4-2 施設の断面図 (構造・材料実験施設)</p> <p>図 7-5 各種モニタ、警報設備の配置図</p> <p>図 8-1 貯蔵施設の位置図</p> <p>図 9-1-1 気体廃棄施設の位置図</p> <p>図 9-1-2 排気処理系統図</p> <p>図 9-2 液体廃棄施設の位置図</p> <p>図 9-3 固体廃棄施設の位置図</p>	<p>図 2-1 1F燃料デブリ取扱いフロー</p> <p>図 7-1 施設の位置図 (共用) (変更なし)</p> <p>図 7-2 建物の配置図 (共用) (変更なし)</p> <p>図 7-3-1 施設の平面図 (燃料・化学実験施設) (変更なし)</p> <p>図 7-3-2 施設の平面図 (構造・材料実験施設) (変更なし)</p> <p>図 7-4-1 施設の断面図 (燃料・化学実験施設) (変更なし)</p> <p>図 7-4-2 施設の断面図 (構造・材料実験施設) (変更なし)</p> <p>図 7-5 各種モニタ、警報設備の配置図 (変更なし)</p> <p>図 8-1 貯蔵施設の位置図 (変更なし)</p> <p>図 9-1-1 気体廃棄施設の位置図 (変更なし)</p> <p>図 9-1-2 排気処理系統図 (変更なし)</p> <p>図 9-2 液体廃棄施設の位置図 (変更なし)</p> <p>図 9-3 固体廃棄施設の位置図 (変更なし)</p>	<p>1F燃料デブリの取扱いを行なう(4)1)</p>

下線は変更した部分を示す。

変更前 (記載なし)	変更後	理由
	<p>1 F燃料デブリの取扱いを行う(4) 1)</p>  <p>図2-1 1 F燃料デブリの取扱いフロー</p> <pre> graph TD A[受取部門] --> B[運搬部門] B --> C[保管部門] C --> D[廃棄部門] D --> E[監査部門] E --> F[報告部門] F --> G[運搬部門] G --> H[保管部門] H --> I[廃棄部門] I --> J[監査部門] J --> K[報告部門] K --> L[運搬部門] L --> M[保管部門] M --> N[廃棄部門] N --> O[監査部門] O --> P[報告部門] P --> Q[運搬部門] Q --> R[保管部門] R --> S[廃棄部門] S --> T[監査部門] T --> U[報告部門] U --> V[運搬部門] V --> W[保管部門] W --> X[廃棄部門] X --> Y[監査部門] Y --> Z[報告部門] Z --> AA[運搬部門] AA --> BB[保管部門] BB --> CC[廃棄部門] CC --> DD[監査部門] DD --> EE[報告部門] EE --> FF[運搬部門] FF --> GG[保管部門] GG --> HH[廃棄部門] HH --> II[監査部門] II --> JJ[報告部門] JJ --> KK[運搬部門] KK --> LL[保管部門] LL --> MM[廃棄部門] MM --> NN[監査部門] NN --> OO[報告部門] OO --> PP[運搬部門] PP --> QQ[保管部門] QQ --> RR[廃棄部門] RR --> TT[監査部門] TT --> UU[報告部門] UU --> VV[運搬部門] VV --> WW[保管部門] WW --> XX[廃棄部門] XX --> YY[監査部門] YY --> ZZ[報告部門] ZZ --> AA </pre>	<p>変更後の該当事項なし(4) 2) ① 添付書類の掲載箇所の適正化(4) 2) ②</p>

1.1-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するもの）
を除く）（省略）

1.1-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書（省略）

(削除)
(事業所全体へ移動)